

平成30年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

平成30年3月9日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問
日程第 2 議案第 7号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算
日程第 3 議案第 8号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第 9号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
日程第 5 議案第10号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 6 議案第11号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 7 議案第12号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
日程第 8 議案第16号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第24号 工事請負契約の締結について
日程第11 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(日程第2、議案第7号から日程第11、議案第25号
10件一括上程)

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君

企画振興課長	川 端 達 也 君	まちづくり課長	平 田 充 君
産 業 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君
税務財政課長	鹿 又 明 仁 君	納税担当課長	中 田 靖 君
環境生活課長	堺 昇 司 君	保健福祉課長	太 田 洋 二 君
保健福祉課長補佐	洲 崎 久 代 君	建設水道課長	武 田 弘 幸 君
学 務 課 長	大 沼 良 司 君	学務課長補佐	福 田 一 輝 君
会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松 田 伸 哉 君	議会事務局次長	長 岡 紀 文 君
--------	-----------	---------	-----------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問

○議長（村山修一君） 日程第1、町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、3番、高島讓二君。

高島君。

○3番（高島讓二君） 我が町の経済発展のために産業を強化していかなければならないと考えますので、通告しております産業振興について、提言を交えながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

我が町の基幹産業の漁業について、町長の平成30年度行政執行方針には、歴史上、類を見ない水準まで落ち込んでおり、水産業にほぼ100%依存している我が町にとっては危機的な状況であると述べられております。過去3年にわたって、漁業の水揚げ高が100億円を下回り、特に昨年の平成29年は水揚げ高が約61億円にとどまり、昆布などの製品を加えた金額が80億円と、漁獲水揚げが大不漁の年となりました。羅臼漁業協同組合の平成29年度の会計決算は、平成11年以来の赤字決算となったわけであります。

町の経済循環は、まさに漁業の水揚げに依存しており、不漁は即町の経済に影響を及ぼします。私は、これまでも再三再四、漁業振興について質問してまいりました。特に3年前から、鮮魚の水揚げ高が100億円を下回ったことは、町の経済に影響を及ぼすことから、早急に漁協とともに強力に漁業振興に力を注ぐべきであると、進言もしてきたところであります。

また、昆布については、市場でのだぶつきを理由に、平成25年までは昆布の値決めが前年に比べ10%ダウンが数年続いたこともありました。売り先を海外にも目を向けるべきと提言してまいりました。平成25年12月に、和食が世界無形文化遺産に登録されたことにより昆布が注目され、昆布の価格は少しずつ持ち直し始め、以降は前年比10%ずつ価格が上昇し、現在に至っております。

しかしながら、一昨年、漁業格差是正の問題で漁船漁業の減船の折、41隻もの昆布漁の権利を持つ漁業者が権利を返還しました。つまり、41人の昆布をとる漁業者がやめ、その補充策もないまま、今に至っております。昆布漁の先行きに懸念するところでもあります。

我が町の経済発展のため、基幹産業である漁業の基盤を強固にするための見直しをし、今後の本町発展のためには、もう一つの産業である観光の振興についても、強化の必要があると考えます。

漁業、観光、両産業の強化について、町長の考察、さらには取り組みについてお聞きします。

漁業については、漁獲量の今後の予測と対策について。観光では、世界自然遺産に登録以降の観光客入込数、宿泊数、インバウンド数の分析と、観光客増加のための具体策について伺います。観光における基盤整備について、それと自然環境を守るための環境保全協力員についてをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より、産業振興について4点の御質問をいただきました。

1点目は、漁獲量の今後の予測と対策についてであります。

昨年の当町の鮮魚取扱状況は、大変厳しいものと認識しており、今後の豊漁に期待するところでもあります。

今後の予測と対策につきましては、昨年の第3回定例会で高島議員から、また第4回定例会では坂本議員から、それぞれ御質問をいただき、答弁をさせていただいておりますが、回遊魚の漁業量は著しく低下している中で、将来の予測というものは困難な状況であると考えております。

秋サケ漁につきましては、サケ・マス稚魚の効果的な放流などによる資源回復に期待したいところではありますが、漁船漁業は引き続き厳しい状況にあると認識しておりますので、そうならないためにも、増養殖や種苗放流の事業を継続的に支援をするとともに、持続性の高い根付漁業などの育てる漁業の取り組みに対しても、羅臼漁業協同組合と連携をしながら対応していきたいと考えております。

2点目は、世界自然遺産に登録以降の観光客入込数、宿泊数、インバウンド数の分析と観光客増加のための具体策についてであります。

知床が世界自然遺産に登録された平成17年、また翌18年の観光客入込数は75万人と、登録前に比べ大きく増加いたしました。19年からは70万人を割り、22年度からは、50万人台で推移しております。

宿泊客数は、宿泊施設からの報告により集計しております。平成17年は4万4,000人の宿泊客数を数えましたが、以降、減少傾向が続き、平成20年には3万3,000人まで減少となりました。ここ5年間は、4万5,000人から5万人前後と回復をし

ており、観光船の乗船客やビジネス客の増加などにより、宿泊客数がふえている状況にあります。

世界自然遺産登録という一時のブームが過ぎ去った今、この知床羅臼を訪れていただき、自然や食材を生かしたオンリーワンの体験観光に触れていただくための魅力発信が重要になると考えております。

外国人観光客につきましては、年々増加傾向にありまして、特にホエールウォッチングや冬期のバードウォッチングなどを目的に、中国・台湾・香港を初め、アメリカやイギリス・ドイツなどからの観光客が当町を訪れています。

宿泊客での調査では、近年1,500人を超える外国人観光客が当町に宿泊しており、特に、10月から3月までの冬期間である下半期は、上半期の倍以上の宿泊数であり、冬のバードウォッチング人気によるものと考えております。

町内を移動する車を見ますと、レンタカーを連ねた外国人の方も多く見られますので、当町を訪れている外国人観光客は、日帰りも含めて増加していると感じております。

外国人観光客を含めた観光客の増加、また交流人口の増加と拡大に向けた具体策としましては、根室管内で、教育旅行誘致やインカレねむろ事業による学生誘致、ビジットジャパン地方連携事業による外国人誘致、根室・釧路管内や斜里町など、東北海道としての広域観光による取り組み、当町の魅力発信と知名度向上に向けた情報発信の強化、さらなる観光客・訪問客への受入体制充実に向けた取り組みの検討など、近隣市町村や町内各団体と連携しながら進めてまいります。

3点目は、観光における基盤整備についてであります。

当町の環境拠点である道の駅・知床らうすは、利用者の皆さんに安心して快適に利用していただくため、現在、一部リニューアルを実施しております。また、滞留拠点として隣接するギャラリーミグラードも、写真家による写真展やトークイベントに加えカフェを導入し、観光客はもとより町民の皆さんも利用しやすく、滞在しやすい施設になるよう活動しており、来館客には非常に好評を得ていると聞いております。今後は、臨時駐車場を含めた道の駅周辺の整備を検討してまいります。

観光の主力である観光船の運航につきましては、乗降場所として羅臼漁港を利用しております。観光船利用の増加に伴い、安心・安全で快適に利用していただけるよう、トイレや待合所などの施設整備が必要と考えているところではありますが、漁港整備としてどのようなことができるかなど開発局と協議をし、検討してまいります。

根室管内における広域観光の重要課題といたしまして、二次交通の問題があります。北方領土を隣接地域へ訪日客拡大に向けた検討会議や根室観光連盟でも、観光地と中標津空港を結ぶアクセスや周遊観光地との接続、特に冬期の移動手段など、根室管内の二次交通対策については、重要な課題であると認識しており、さまざまな議論はされているところではありますが、そう簡単には解決できない問題でもありますので、引き続き関係機関と連携しながら、課題解決に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

4点目は、自然環境を守るための環境保全協力金についてであります。

保全協力金につきましては、山梨県及び静岡県において富士山保全協力金が既に制度化されており、登山者から協力金をいただき、トイレの新設・改修や救護所の拡大、拡充など、富士山の環境保全や登山者の安全対策のために活用されております。

また、世界自然遺産である鹿児島県屋久島町では、平成27年に世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定し、山岳部のトイレや登山道などの維持管理と、安心して安全な自然体系の環境整備が行えるよう実施しているもので、山岳地域の入山者に協力金を求めているところです。

知床としての環境保全協力金については、国立公園であり、世界自然遺産登録に登録されている地域でもありますので、斜里町や環境省、林野庁など関係機関との協議や調整が必要になってくると思われませんが、現状では、協力金を求めるまでに至っていないと認識しております。引き続き、登山者やトレkkerへの携帯トイレの携行、ごみの持ち帰りなどルールの徹底を啓発し、知床の自然環境を守っていきたいと考えております。

羅臼町で考えられる取り組みの一つとしては、ルサ川以北から知床岬までの世界自然遺産区域における釣り客への入漁料制度であります。釣り区域や釣る数の制限、入域時期など設定することにより漁業資源の確保につなげ、自然環境の保全を図ることを目的とした取り組みができるかなど、羅臼漁業協同組合や知床羅臼遊漁船釣り部会や斜里町など、関係機関からの意見も聞いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 再質問させていただきます。

一つ目の、まず漁業について再質問いたします。

一昨年、平成28年でございますが、3月の第1回定例会で、私は漁業の振興について質問をしております。それは、質問の前年となる平成27年に漁獲水揚げ高が100億円を下回った最初の年であります。それを踏まえ、今後の我がまちの漁業の対策についてお聞きしましたところ、町長は漁協と情報を共有し、課題や資源回復に向け取り組んでいきたい、また将来の漁業を担う後継者の育成が重要な課題であるとお答えいただきました。

私は、まさにそのとおりであるというふうに同感しまして、特に将来の漁業を担う後継者の育成は、我がまちにとって、これから大変大事なことだなというふうに思いました。この課題であります、その後どのように取り組んでこられましたか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） その質問にお答えしたことについては、しっかり私のほうも認識をしております。

まずは、漁協としっかり調整をしていきたいということで、行政としてでき得ることは何なのかと、またそのときに格差是正という中で漁協が取り組んでおりましたので、その

中でまちとしてどういった協力ができるかということをしかり漁業協同組合と相談をさせていただきながら進めていったという経緯もございます。

また、後継者の育成ということに関しましては、まずは先に、今現在いらっしゃる組合員の方々、そういった方々の意識改革も含めて必要だということも、組合とも相談をさせていただいております。そんな中で、今後新たに漁業者として羅臼町の組合の中で、また乗組員として、経営者として、後継者としてやっていく人に対してのさまざまな形での研修であったり、教育であったりということにつきましては、随時、組合のほうにも御相談をさせていただきながら進めているという状況でありまして、また、今は管理職同士のプロジェクトといいますか、協議の場、話し合いの場というのも設けましたので、そういった中で今、話し合われているという状況でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひ、これは町長、なるべく早く進めていただきたいと思えます。私も、漁師にたくさん同級生もいますし、知り合いもいるのですけれども、やっぱり、例えば我々の世代から上の方々の漁師の方々と、それから若い青年、30代、40代の若者たちと、やっぱりギャップがあるような気がするのです。どうしても年をとってくと経験値でものを言うと、経験値に基づいてものをしゃべると。若い人たちは結構やっぱり論理的に考えていくということがありますので、その辺を羅臼漁業協同組合が始まって100年近くなるわけですか、そういう伝統とかそういうこともありますでしょうが、これからさらに大変になってきた時代に漁業を転換していくには、やっぱり若い人をきちんと育てていくということがすごく大事なことではないかというふうに思っていますので、その辺をしかり漁協と話して、漁協もなかなか相当古い年数がたっておりますので、なかなか動きづらいというのは、頭が結構かたいところがありますから、そういうところをなるべく改革できるような体制に持って行っていただきたいというふうに思います。

漁獲量の予測は前回も町長申しましたように、泳いでくる魚ですから、いろいろ海水温とか、それから温暖化とかトロールの問題もあるでしょう。そういうことで、なかなか予測するというは大変な難しさがありますので、その部分については、やっぱり学者とか水産試験場の方々の見識が必要になってくる、重要になってくるのではないかというふうに思います。

今、町長お答えになりました根付漁業、栽培漁業を大事にしていくのだということは、私も大変賛成するところでありまして、特に昆布については、町長も行政執行方針で述べておられますG I認定を受けるというのは大きいことだというふうに私も思います。だから、なるべく早く漁業協同組合と協力し合ってG Iマークを受けていただきたい。

それで、この昆布なのですけれども、先ほど私も言ったように、一昨年、格差是正のときに、やっぱり高齢者がほとんどだと思のですけれども、昆布の漁師さんたちが41人権利を返したということで、やめられた方が相当数いるわけです。我がまちは、昆布というのは特産品ですから、その数量がやっぱり41人減るということになれば、トン数も落

ちてくるということになるかなというように思います。そこをさらに、やっぱり減らすだけではなくして、やめていく方々の番屋とか材料なんか、船とかもあるわけですから、それを漁業協同組合と話して、例えばそこに、大体今までのやり方だと長男は親父の昆布を継いでいけるということがありますけれども、次男、三男は権利持てない。ですから、羅臼町内の、例えば次男、三男で昆布をやりたいという若いやつがいたら、そっち側のほうに権利を与えて昆布をやってもらおうということであれば、例えばこれから減船、雑業が調子悪いから羅臼で働く口がないというふうになれば、どうしても出て行かざるを得ない感じになりますから、そうやって若い連中に昆布をとらせるということも私は必要かなというふうに思うのです。さらに、例えば町外で昆布をとりたいという人も募集して昆布をとらせるということになれば、町外からやってくる若者が何人かでも出てくるかもしれない。そうすれば、人口減少の歯どめにもなるのではないかというふうに、私考えますので、なかなか漁業協同組合、権利難しいところがありますけれども、それを解放してもらって改革していただきたいというふうに私は思います。

また、ウニも今ふるさと納税で人気を博しているというふうなことは町長からも聞いてますけれども、ウニもなかなか難しい問題がありまして、昆布の敵はウニだという昆布漁師さんもいます。だけれども、大体、大部分は昆布漁師さんはウニもとっているのです。ウニと兼業でやっている人たちがほとんどですから、ウニの稚ウニを聞きますと、300万粒羅臼の海にまいているそうです、毎年。出荷数は500万粒弱、大体年間できるそうなのですけれども、だからウニも昆布に影響あるかもしれませんが、例えば種苗をまくところをある程度考えながらまくと。それで、昆布もただ現状をそのままとるだけではなくて、やっぱりふやすということも考えていかなければならない。そうすると、やっぱりブロックとか石とか、我々小さいときには親たちがそういうふうにしていたということがありますけれども、やっぱり石を盛んに海の中に入れて、昆布の藻場を形成してということがありますので、こういうことが今やられているのかどうなのか、僕はちょっと聞き忘れたのですけれども、そういう、つまり昆布の藻場の形成をもっと拡大していくということも、私は必要かなというふうに思います。

あっち行ったりこっち行ったりしますけれども、ウニの場合には、今聞きますと、かごつきで養殖を始めているのです。ウニ部会の一部の人です。まだ始めて3年ぐらいなのですけれども、ウニが成長して大人になるまで3年、畜養で2年、それから海に放して2年から3年かかるそうなのですけれども。今度やっとなら、それをあけてみるのができるのかなというふうに思います。それがもっと拡大していけば、そこに今50万粒提供しているそうですから、それがもっともつうまくいけば、ふやしていけるのではないかなというふうに思います。そうすれば、また、昆布に対する影響も少なくなるかなと、そういうことがふえていけば。今、テスト期間ですから、一概にはそれがいいか悪いかとは言えませんけれども、これから悪い部分を改善しながら、今、浜中のかごを使っているらしいのですけれども、羅臼流のかごに、それがしていくということも考えられますので、増産

が見込めるだろうというふうには私は思っていますので、ウニ・昆布で羅臼の特産を、根付漁業をやっぴり大事にしていくということは、ホタテの養殖もありますけれども、そっち側のほうもやっぴりウエイトをもっともって町としてどういうことができるのだろうかということを、今予算見えていますけれども、北方領土予算でヒトデ駆除ですか、ウニの種苗にもお金がいつているかもしれませんけど、例えば予算をもっとふやしてウニを増産するような体制に持っていく、あるいは昆布の藻場の形成のために石とかブロックをもっと海にあれば、昆布をふやすというような形でやっていていただきたいというふうには私は思います。

また、昆布の需要を高めるには、今年の北海道新聞で特集していました。今年の9月1日の道新の21面なのですけれども、世界の名店も使用と書いてあります。羅臼昆布が世界一のレストランと称されるデンマーク・コペンハーゲンのノーマで使われていると、ロンドン在住のスエナガマサミさんが教えてくれました。ノーマと羅臼昆布の出会いは2011年、フランス・リヨンの見本市で、羅臼昆布を出品していた富山県黒部市の昆布商、四十物昆布の四十物直之社長と知り合い、その後、うまみの強い昆布をとのノーマの注文に羅臼昆布で応えたのが始まりだというふうには書かれております。

まだまだヨーロッパでは、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されていることさえほとんど知られていないという現状ですから、一足飛びに昆布があつと売れるかというほどではないですけれども、徐々にそれを浸透させて、まだまだ、例えば羅臼昆布がそれ以外で売れるということも私はありかなというふうには思います。輸出は3%、私が昆布の値段が10%ずつ下がるのだというふうには漁師から聞いたときに、何でなんだと。例えば東京だって羅臼昆布、全然手に入らない。そういうことで、おかしいのではないかというふうに言うと、漁師は今昆布がだぶついていて、問屋の倉庫に行ったらたくさん昆布が眠っているから昆布はいらないという話なのだというふうに言うのです。ですから、それはおかしいと思って、では売る場所がないのだったら海外にどうなのかと思って調べました。そのときに、500トンぐらい海外に出ています。ほとんどが台湾、中国なのですけれども、その後、町長もそのときには議員だったので、札幌で台湾の領事と会いまして、昆布を台湾に入れているみたいのだけれどもと言ったら、全部函館の真昆布だというふうには、向こうは自慢げに言われましたので、真昆布と同等である一級品の羅臼昆布があると、我々は、だから羅臼昆布もよろしくというふうにはそのときには言ったのですけれども。いまだに500トン、去年はちょっと落ちたみたいですが、400トン。調べますと、400トンいっていますから、まだまだ昆布の伸びしろはたくさんあると思います。函館の真昆布から比べると、羅臼のほう全然半分以下ですから、生産量が。だから、それに追いつく追い越せじゃないですけれども、増産して、昆布部会長の井田さんが一生懸命、昆布事業をやってもらっていますけれども、そういうことで、昆布の売れ行きはもっともってふやせるのではないかというふうには考えますので、主力である昆布にかかわることばかり言っていますけれども、GIマークですとか、羅臼昆布をもっともって宣伝して

もらって、拡散していただきたいと、このように考えております。

漁業については、やっぱり回遊してくる魚は当てにならないというか、なかなか海流の海水温の変化だとかそういうことを考えますと予測不可能ですので、昔から羅臼で行われている根付漁業をしっかりとやって、基盤を盤石なものにしていただきたいと、漁業のほうを。そういうふうに考えております。

それに対して町長、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 昆布・ウニについて、多くの質問をいただきましたので、しっかりお答えできるかどうかわかりませんが、まずは、最初にお話のあった後継者の問題について一言加えさせていただきますと、私も議員時代から後継者問題については質問もさせていただいておりますし、私自身も組合員でありという立場もありましたので、そんな中でこの後継者問題については、しっかり対応をしていきたいというふうに思いますし、もともと組合の中にあるそういった若い後継者、これからの後継者を育てていくカリキュラムを、実は組合は持っております。信用部で持っていたり、いろんなところで持っているのですが、マリネ塾ですとか、そういった中でカリキュラムはありますので、そういったものを利用して、ぜひやるべきだという働きかけは今後もしていきたいというふうに思っております。

また、昆布、根付漁業について言いますと、本当に、今おっしゃったとおりではあります。G Iマークにつきましては、再三にわたって羅臼町から組合のほうには働きかけをしております。ただ、このG Iマークに関して言いますと、例えば流通の問題ですとか、それから検査の問題ですとか、まだまだクリアをしていかなければいけない問題というのも実は抱えております。そういったことも含めて、今後どうやったら実現可能なのかということ、漁業協同組合としっかり話をしていきたいと思っておりますけれども、先ほど言った函館地方の昆布につきましては、今、非常に活発に進んでいるという情報もいただいております。函館地方でとれるものを一つの統一のネーミングにして売っていきこうという取り組みも進んでいるというふうに聞いておりますので、それに追いつかれたりおくれをとらないように、羅臼町としても働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

確かに、資源量をふやすというのは、これは簡単にいくことではないですし、また羅臼町ができる、量をふやすというのは、なかなかそれは難しいと思うのですが、今あるこの資源、手にした資源をどう活用していくか、どうやって地域内循環をして、経済に結びつけていくかということが、羅臼町のやるべきことだというふうに考えておりますので、例えば羅臼町で揚がった魚をしっかりとこの地域内で循環をさせて、それに価値をつけていってまちから出していくという、これは昔から言われていることですが、まだまだなかなかできていないという現状もありますので、このことについては、昆布に対しても、それからウニに対しても同じようなことだというふうに思っております。

ウニの養殖、かごのほうも取り組みをしているということは聞いておりますし、また、

浜中のほうではすっかりそれが成功しているというようなことがあります。ただ、浜中で成功しているのは、そのとれたウニをしっかりと商品にして浜中から出しているというのが今の浜中のやり方でありますから、羅臼町もそこにしっかりと追いついていかなければいけないというふうに思っております。

昆布については、組合員をふやすということについては、組合法だとか羅臼漁業協同組合の考え方が当然ございますし、今現状の組合員の数、これが妥当なのかということもありますので、この辺については、羅臼町のほうから、ふやせとか減らせとかという立場にはないのだというふうに思いますけれども、今後に向けて相談していく機会があれば、そういう中で羅臼町の立場もはっきり、考え方もしっかりお伝えをすることになるのかなというふうに思います。

ウニ・昆布につきましては、多分、議会のほうでもいろいろな形で視察をしていただいたという関係もございますから、量をふやすということもそうなのですが、価格、これに反映させるべく、本来の羅臼昆布の製造がしっかりと行われていくという体制も、片方ずつつくっていかねばいけない。しっかりと、昔から評判のよい日本一の昆布と言われた羅臼昆布が今、棒昆布の部分が非常に多く出回ってしまったりとか、それから、これは情報として入ってきている部分ですけれども、昔のようなちゃんとした昆布が少なくなったという声があったりとか、そういったことにしっかりと製造する側、つくる側がそこに対応し切れているのか。これは一人一人の技術の問題、それから人の問題、そこで働いていただける人がいないとか、そういったことでなかなか全てに手が回らないというようなこともあるのかなというふうに思っています。家族構成もどんどん変わってきていますから、その中で家族操業ができないというようなことは、これは昆布にしてもウニにしてもあるのかなと。

ウニについては、殻ウニで出荷するというのがここ近年続いております。それは、当然ながら、人手がないということも影響しているんだろうというところもありますので、それが続いていくと、せっかく築いてきた羅臼昆布であったり、羅臼のウニという最高級のものの技術が損なわれるということになりますので、その辺については羅臼町として、しっかりサポートできればというふうに思っております。

全てお答えできたかどうかわかりませんが、これからも漁業振興について、またPRも含めてしっかり行っていきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島議員に申し上げます。

一問一答の制度をとっていますので、提言されることは結構ですけれども、わかりやすく、なるべく質問も交えてお願いをしたいと思います。

高島君。

○3番（高島譲二君） 町長、よくわかりました。だけれども、いずれにしても陸から揚がったものは町のほうとして一生懸命頑張ってやりたいということもよくわかります。しかしながら、その原料という魚とか、それから海のものが、原料が揚がってこない、我

が町はやっぱり、さっきも言ったような、町長が100%町は漁業に、水産業に依存しているということもありますので、その辺をやっぱり漁業協同組合にもしっかり理解してもらっていただきたいということで、話を進めていただきたいと思います。

続きまして、観光についても再質問でございます。

入込数が世界遺産登録当時から比べて、当時は75から76万人だったと。ここ三、四年、50万人台ということです。インバウンドは宿泊者でしかはかれないということですが、平成26年、国がインバウンドを盛んに奨励していたときだと思いますが、そこから、その当時よりも最近では倍増になったと。今、宿泊者数だけでインバウンドが1,200人から1,600人ほど入っております。

町長お答えのように、ホエールウォッチング、バードウォッチングで、冬場、結構外人のお客さんが入っているというふうに言いましたけれども、これ徐々にではあります、安定した数字だということですが、やっぱりこれから将来に向かって、羅臼町は観光についてどういうふうを考えているのかということが、考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。それで、さらにここから、まだまだ冬場はホエールウォッチング、バードウォッチングが盛んだというふうに言いますけれども、全体で入込数を考えるとやっぱり夏場から比較すると、11月からの冬場が5分の1くらいなのです、入ってきているお客さんが。ですから、冬のアクティビティーをふやす必要があるのではないかなというふうに私は思います。

それで町長今お答えで、教育旅行の誘致、ビジットジャパン、外人を誘致するだとか、それから広域観光による取り組み、近隣市町村との連携等々、今お答えいただきましたけれども、具体的に、何かこういうものがあるということがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 冬場のことについていいますと、正直言いますとここ近年、非常に伸びていると。これは、当然ながら観光船の努力であったり、本当に観光業者さんの努力によってここまで伸びてきている。ただ、いかんせん、使用できる施設というものも足りないというのは、当然ながらあるのだというふうに思っております。

けさの新聞ですけれども、西遊旅行というのが羅臼に外国人を宿泊させる施設をつくるというのがニュースになっておりましたけれども、そういったところが新たにふえてきたりすることによって、また外国人のインバウンドで入って来られる方がふえることを期待しているところであります。

また、冬のアクティビティーといいますか、そういったものにつきましては、当然ながら観光協会を中心にいろいろなことを考えていただくことになるとは思いますけれども、今行っている、例えば食のことであったり、そういったものをどう結びつけていくかと。新たに今やっていくというのは、今の羅臼町の中の民間力であったりするところであると、非常に厳しいところがある。ただ、しっかりした発想力を持ちながら、新たにそこにチャ

レンジしていくというような人がいれば、当然ながら、これは羅臼町としてしっかりサポートしていきたいというふうに思いますけれども、今あるものをしっかり結びつけていくというようなことも、これは観光協会、それから商工会含めて、いろいろ考えていくべきことだというふうには思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） わかりました。

先月、根室で北方領土隣接地域、これ開発局で主催で行われたシンポジウムなのですが、それに参加させていただいて、副町長以下職員も何人かそこにいらっしゃいましたけれども、大体、どういうことが話されたかということもわかっていると思うのですが、私は一番感じたのは、管内のネットワーク強化ということが副題としてあったのですが、我が町にも掘り起こされていない観光要素というものが眠っているのではないかというふうに私は思っております。その一つを、それをもう一回見直してみるべきだと、掘り起こしてみるべきだということも、現状維持はもちろんそうですけれども、それからほかにではどういう要素があるのだということも考えた場合に、そういうことをもう一回見直して、豊かな自然がある。海も、例えば観光船が今バードウォッチング、それからホエールウォッチングやっていますけれども、それ以外、例えば海の中を見られることが簡単にできれば見たいという人がいるかもしれない。そういうこともありますし、例えば、私が思うのは管内のネットワークで一番いい方法だと思うのは、我が町だけでできるわけではないのですが、シーニックバイウェイを提言したいと思っています。それは、日本語で訳せば日本風景街道というふうに訳されるのですが、今、北海道で全国で136ルート、北海道は12ルートあります。道東地区は、釧路から阿寒、摩周を回って中標津までできていますし、それから東オホーツクシーニックバイウェイは、美幌から網走を通過してウトロまでできています。それで、こっち側のほうがないのです、残念ながら。ですから、私は羅臼から根室回って厚岸回って釧路までのラインというものを僕自身はすごく大変気に入っているのです。北方領土をずっと、根室が見れますし、広大な海の風景が見れますから、そのルートは結構好きなのですけれども。また、厚岸のほうもすごく変わった風景で、それをやれば今度LCCが釧路の空港に入ります。そのお客さんがレンタカーで回ってくれる一つの推奨ルートになるのではないかというふうに考えております。それもありますし、そうすると、ここがもし通れば、道東圏内のぐるっと回る周遊が可能になるのです、シーニックバイウェイで。だからそれは、近隣の市町にとってはすごくメリットがあるのではないかと思いますので、ぜひ、そういうことも考えてほしい。

また、我が町にはフットバスがありません。フットバスのルートがありません。管内、我が町を除く3町にはフットバスのルートがありますので、ぜひ、こういうことも我が町には足りない部分だなというふうに思っております。それについて、町長、発信力がまだまだ私は我が町、可能性があると思うのですが、町長の見解どうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 発信力のお話を今いただきましたけれども、それは当然、私どもも感じている部分も多少ありますので、ほかのところですか、このほかの議題にもありますけれども、新たに発信力を強化するために協力隊を要請している、入れて行っていくというところもあります。

また、新たな取り組みとして、いろいろ今御提案をいただきました。これについてはほかでやっているからこのまちに合わせてこのまちもやるべきだということで、全てやれるかどうか、また、全て効果的かどうかということもしっかり検証しなければいけないというふうに思っておりますので、その辺については、当然ながら、今までも検証してきましたし、今後も取り組んでいくことになるというふうに思います。

また、シーニックバイウェイにつきましても、当然ながら、いろいろこちらに来られた方がこの辺を周遊していただくという意味でいうと、大変そういった一つの基準があると行きやすいのかなというふうに思いますけれども。その前に、やっぱりこの二次交通、アクセスの問題ということが非常に大きく、今この地域では問題となっております、そこにしっかり力を入れていかなければいけないというふうに思っております。

また、近年、大型バスではなくてレンタカーで周遊をされるという方が非常にふえておりますので、これからうまくいけば2年後、知床ナンバーのレンタカーで、この知床を巡っていただくというような発信の仕方、そういったことも考えながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

さまざまな取り組み、新たな取り組みというのは、これは今まで以上に行政主体で進めている部分もどんどんふえてきておりますし、これからもどんどんふやしていかなければいけないし、関係団体等協力をしていかなければいけないということもありますので、そういった取り組みについては、しっかり体制を強化しながら、体制を変えながらも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ぜひ、メニューはたくさんあればそれだけ、今、いろんな旅行の仕方が、これだということではなくて、いろんな人がいますから、そういうものをフォロー、カバーできるような感じにしていきたいということであれば、我が町はまだまだそういうところで少ないかなというふうに思いますので、ぜひ、町長、そういうところでいろんなメニューをふやしていただきたいと思います。

今、町長が言われましたアクセスの問題なのです。我が町の一番のネックといいますか、基盤の整備で、私はそれを言おうと思っておりますし、交通手段がまことに我が町は不便だと。例えば観光バスとかレンタカーで入ってくるお客さんはいいのです。けれども、やっぱり定期バスで例えば空港から来て、羅臼にホエールウォッチングに来たという、そういうお客さんは絶対に泊まってくれますから、羅臼にとってはすごくいいお客さんなのですけれども、では、そこからビジターセンターに行きたい、くじらの見える丘公

園に行きたいといっても、歩いて行くのは結構やっばりしんどいわけです。郷土資料館も見たいということになれば、町内にタクシー1台しかないのですから。そういうことを私はちょっと言いたいと思います。

それは、外国なんかでもよくあるのですけれども、オンデマンドバスというのがあります。例えば観光協会に電話をして、ここに行きたいのだけれどもと言うと、ホテルを回って、そういう例えばビジターセンターに行きたいというお客さんを拾いながら行ってくると。一種の乗り合いタクシー、大きい乗り合いタクシーみたいなものですが、そういうことを町内でやったらどうかなというふうに思います。そうすると、もっともっと楽しめる。観光の人たちに楽しんでもらえる。特に冬場なんかは、レンタカーなかなか借りてこれませんから、そういうお客さんの要望があると思います。

また、空港も朝の1便は札幌行きいいのです。だけれども、中標津の空港ですが、それ以外は中標津で1時間半とか2時間待たなければならないという、すごくアクセスが悪い。そこら辺は改善ができるのかどうなのか。町長、ちょっとどうでしょう。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御提言については、いろいろ議員の皆様からもこれまで再三にわたって、足の問題というのは質問をいただいております。その中でも答えておりますけれども、観光に関して言いますと、例えば夏場ですと観光協会のほうでは、レンタサイクルをやっていたり、そういった取り組みはしております。羅臼町として、これはできないのかとさまざまな方法も考えてきたわけですが、当然ながら、民間のタクシー会社が今あって、それではカバーできない部分をではどういう方法を使うか、先ほど言ったオンデマンドのことについては、これは福祉の関係も含めていろいろ検討を進めてきております。ただ、非常に困難な部分も中にはあるという、それを今どうやってクリアしていこうかという話もさせていただいておりますし、また、カーシェアリングという方法はできないのかというようなことも含めて、いろいろな方法を現在考えている最中ですので、ただ、一つ一つさまざまな問題がありますので、実現可能に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 例えば、もうやめた漁師さんで大型1種持っている人とかもいますから、もし例えばそういう機材があれば、ぜひやってもいいというようなことも、町内にいますので、そうした新たな働き口となるのかなというふうに思います。そういうことも、ぜひ前向きに検討していただいて、福祉と一緒にいいのだと思うのです。それをうまく配分しながら、それを進めていただきたいと思います。

もう一つはトイレです。今、大地みらいの寄附金で道の駅のトイレを改修するというようなことになっていますが、あそこは、ただ洋式化することなのですけれども、においも相当きついです。水洗ながらにおいがきついというのはいただけの問題なので、においの部分もきちんと解消してほしいです。

例えば、さっき言われましたホエールウォッチング、バードウォッチングの観光船の西防波堤ですか、西バース、あそこにトイレがないのです。あそこは、そのお客さんだけで年間2万5,000人、3万人、利用するわけですから、そこにトイレがないというのはやっぱり不自然な形ですし、サービスとしていかなものかなというふうに思います。港の上ですから、いろいろ設置するというのは難しいかもしれませんが、何とかそこを解消できるような方法を考えていただきたいと。

もう一つの港にあるトイレもぼったんトイレで、下手すると中がのぞけてしまうという感じですから、恐怖でみんな利用しないと、においもありますし。そういうところで、相泊の港もそうです。大体、漁港にある港が観光客も使っていくトイレですから、トイレの水洗化をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それともう一つ。外国人が1番今困っているのが、ATMがないのです。時間内、例えば9時から6時までですか、今、郵便局、大地みらい、二つありますけれども、その時間を過ぎるとお金が下ろせないとかという、すごく不便だという意見があるみたいです。ですからそこを解消するATMをぜひ、コンビニに設置していただけないかなというふうに、それはコンビニの店長さんをお願いしなければならないかもしれませんが、そういう不便さがありますので、そういうことを解消していただきたいと思いますが、それについてお考えを聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） まずは、トイレについてお答えをしたいと思います。

それぞれ、これは今言われたとおり、漁港というくくりの中で整備をしていく。当然ながら漁船が利用するという前提で漁港がつけられているということで、そこに観光という目的で進めていくと非常に実現が難しくなっていく。当然ながら、漁港としてしっかり機能させるのだという意味でのトイレの設置であったりということから管理者であるところに、今さまざまな形で要請をしている、要望をしているという状態であります。

全くこれは実現不可能かどうかということではなくて、しっかりその辺は聞いていただいていると私どもは思っておりますので、そういったことで今後も進めていきたいというふうに思っております。これについては、漁港にある全てのトイレがその対象になるというふうに思っております。

また、ATMについては、これは当然ながら民間のサービスの一環として、それができるかどうかというようなことになろうかというふうに思いますので、今現在、そこにもATMがない状態の中で、今後ATMを導入するかしないかということについては、当然、これは民間の中での会社の状態もあるでしょうし、利用者がどれくらいいるのかということもあると思いますので、ただ、そういった不便さを感じている外国人の方、また観光客の方がいるということは、何かの形でお伝えをしたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 漁業について、観光について、産業のことをいろいろ町長が言う

ように、我が町の経済は100%水産に頼っているということがありましたので、それに対する危機感をみんな持たれていると思います。漁獲量が少なくなってきたということで。それに、そうしたらどうするかということ私なりにも考えてますので、それで、町の経済のためには観光についてもまだまだ未開発な部分がありますので、両方合わせて、町の経済が少しでもよくなるような方向というものを町としては考えていかなければならない。加工品はもちろんのことですけれども、もっと、例えば観光客が現実に来ていますので、そういうことも含めて、ぜひ町長、町のほうに少しでも、大変ながら予算をつけるところはつけてやっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番加藤勉君。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、通告に従いまして、平成30年度の町長の行政執行方針、それと教育長の行政執行方針の中から、それぞれ質問させていただきたいと思えます。

第1点目です。地域を支える産業の活性化についてでございます。

1点目は、漁業の振興について。その中で根付漁業など、育てる漁業への取り組みとは何なのか、具体的に内容をお伺いいたします。

次に、特産品に対する付加価値の対策としてオール羅臼で取り組む体制を整えるとありますが、具体的なスケジュールと検討会のメンバーについてお伺いいたします。

3点目ですが、加工技術の伝承に向けた潜在的労働力の活用についての考え方があるのかどうか、町長にお伺いいたします。

2点目が観光の振興でございます。

1点目がビジットジャパン事業による外国人観光客の受け入れを積極的に行うというふうにあります。外国人観光客の来町の目的は何なのか、これについてお伺いいたします。

2点目が情報発信強化推進員として地域おこし協力隊員を採用するとありますが、採用に当たっての条件と主な目的についてお伺いいたします。

3点目が商工業の振興についてでございます。

1点目が中小企業振興資金融資制度の見直しを行うというふうに書いてございますが、過去3年間の相談件数と融資額の総額についてお伺いいたします。

次に、当町で水揚げされる豊富な魚介類を使った食の統一メニューを検討するとしておりますが、現在、町内で営業する飲食店、特に食堂については何件あるのか、お伺いをいたします。

3点目につきましては、空き店舗を利用した一般食堂の設置に対する支援が必要というふうに考えてございますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、2点目でございます。羅臼町公共施設等総合管理計画についてでございます。

町民が利用しやすい施設づくりを目指して、今後の施設の活用方針について各方面と検討するとありますが、1点目、公民館、体育館の機能充実についての考え方を伺いいたします。

2点目、役場、庁舎のエレベーター休止についてお伺いいたします。

3点目が、障害者に配慮した公共施設の機能充実についての町長の考え方を伺いいたします。

次に、教育長についてでございます。

持続可能な社会で生きる力の育成というふうに述べてございますが、その中で教育長の行政方針から、持続可能な羅臼町の未来を開く人材の育成（E S Dの推進）とありますが、1点目、羅臼町の未来とは何を指しているのか具体的にお話をいただきます。

2点目です。ユネスコスクール運動の推進を通じた環境学習、あるいは平和学習の取り組みについて、所見をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より、3件、13点の御質問をいただきましたので、少々長くなると思いますが、御了承をいただきたいというふうに思います。

1件目と2件目の御質問につきましては私から、3件目の御質問につきましては、教育長から、それぞれ答弁をさせていただきます。

1件目は、地域を支える産業の活性化について、3点の御質問であります。

1点目の漁業の振興について、一つ目は根付漁業など、育てる漁業への取り組みについてであります。

近年、漁業資源の極端な減少により、漁船漁業者の経営は非常に厳しい状況である中で、羅臼漁業協同組合では、根付漁業であるウニ・昆布・ホタテなどの育てる漁業として、ウニの種苗生産放流や中間育成事業、ホタテ種苗放流、養殖昆布・ホタテ漁場を守るためのヒトデ駆除などを実施してきております。また、育てる漁業を推進するため、養殖事業が利用できる区画海面の調整も検討されているところであります。

養殖ホタテ貝の協業化につきましても、現在の状況を見極めた上で、今後新たな経営体が誕生する可能性もあります。これら羅臼漁業協同組合が主導で進めております育てる漁

業への取り組みに対しまして、情報を共有し、連携をしながら町としてでき得る対応をしてまいりたいと考えております。

二つ目の特産品に対する付加価値対策として、オール羅臼で取り組む体制の具体的なスケジュールと検討会のメンバーについて、また三つ目の加工技術の伝承に向けた潜在的労働力の活用については、あわせてお話をさせていただきます。

基本的な方針として、基幹産業である漁業の資源量が激減し、漁業全体を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しておりますので、地域産業を生かした活力ある産業のまちづくりの一つとして、漁業生産物に手を加え、付加価値をつけるという手段が有効と考えております。

羅臼町の特産品であるウニや昆布の一部は、近年、殻付ウニや棒昆布として出荷され、これまで手をかけ、時間をかけ形成されてきた特産品の形が変化してきております。近年では比較的高値で取り引きされているため、このような形で出荷している状況ですが、ことしに入り、殻付ウニの単価は大きく値を下げており、殻付ウニよりもウニ折り詰めでの出荷がふえている状況にあります。

背景として、人手不足や労働力不足の問題もある中、ウニの折り詰め加工や昆布製品の形成など、加工技術による当町特産品への付加価値対策をどう考えていくか、また、漁業文化としてどのような加工技術を活用し、どのような形で伝承していくか、早急に関係団体の代表者で構成する検討会と、実務者で構成する部会を立ち上げ、具体的な取り組み案などを話し合い、推し進めようと計画をしております。

なお、検討会のメンバーにつきましては、町内の産業団体であります羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会、羅臼町水産加工振興協会、農業関係団体に町内金融機関も含めて構成しようと考えております。また、検討経過の中では、議会議員の皆さんとの意見交換なども行いながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の観光の振興について、一つ目は、ビジットジャパン事業による外国人観光客の来町の目的は何かであります。

現在、羅臼町に訪れている外国人観光客の多くは、ホエールウォッチングやバードウォッチングを目的に、アジアやヨーロッパ、北米などから来町しておりまして、特に、この時期は日によって流氷が見られることもあり、町内には多くの外国人観光客が見受けられております。

また、近年は来道する訪日教育旅行も増加傾向にあることから、昨年度は国と地域が連携して取り組む訪日プロモーション事業であるビジットジャパン地方連携事業を実施し、釧路・根室地域として、中国の旅行会社で教育旅行を初めとする旅行企画会社を招聘いたしました。体験観光を含めた観光・教育素材の説明や当地域における受け入れ体制、中国の教育旅行の現状や訪日教育旅行の可能性などについて意見交換を行ったところでありませ

本年度につきましても、訪日観光客誘致に向けた根室地域の取り組みとして、根室観光

連盟が主体となり、台湾をターゲットに情報発信に多大な影響力を持つパワーブロガーや専門誌編集者を招聘し、リアルタイムな情報発信と環境資源のヒアリングを計画しているところでもあります。当町としても積極的に参加し、訪日教育旅行や自然体験旅行の誘致に向けて、羅臼町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

二つ目の情報発信強化推進員として地域おこし協力隊員の採用条件と目的についてありますが、最近の情報発信はスマートフォンの普及やインターネット利用者の増加に伴い情報発信スタイルが変わり、その役割が大きくなっております。

現在、役場では観光やイベント、特産品などの情報を発信するに当たり、町のホームページのほか、フェイスブックやインスタグラム等のSNSを活用しておりますが、情報発信の専門職員を配置していないこともあり、新鮮な情報を効率・効果的に発信できていない状況にあります。このことから、専任の情報発信業務を行っていただく地域おこし協力隊を採用し、町外の方の目線により羅臼町の魅力を発見し、さまざまな手法により全国へ効果的に情報発信していきたいと考えております。また、現在、役場電算システムの管理を職員が1人で行っていることから、協力隊には電算システムのサポートも行っていたくこととしております。

以上のことから、協力隊の採用条件につきましては、パソコン操作ができ、SNS等を活用し情報発信ができる方を募集し、採用を内定したところでもあります。

3点目の商工業の振興について、一つ目は、中小企業振興資金融資制度の過去3年間の相談件数と融資額の総額についてであります。

過去3年間の中小企業振興資金融資制度の相談件数は、平成26年度9件で融資額5,380万円、平成27年度14件で融資額9,660万円、平成28年度10件で融資額5,680万円であります。中小企業振興資金融資制度につきましては、これまで信用保証協会の付保が条件で融資貸し付けを行ってまいりましたが、近年の水揚げ量低下により、町内の事業者は経営に苦慮していることが予想されますことから、町内商工業者にとって有効的で、さらに利用しやすくするため信用保証協会の付保を金融機関の判断に任せることとしました。このことにより、事業者は融資が受けやすくなると思われまので、今後は利用状況も見ながら、総体融資枠や融資限度額の設定についても検討してまいりたいと考えております。

二つ目は、豊富な魚介類を使った食の統一メニューを検討するとしているが、現在、町内で営業する飲食店、特に食堂は何件あるのかについてであります

町内飲食店は、現在46軒、そのうち食事を提供できる食堂、喫茶店などは34軒で、ここ数年、新規に開業している食堂もありますが、廃業により閉店した食堂は、平成25年度以降は7軒を数えます。

羅臼町で水揚げされる魚介類を使った食の統一メニューにつきましては、地元素材の地域内提供と観光客などの中心商店街への集客を目的に、羅臼町商工会が商工会経営発達支援計画に基づき飲食店向け事業として計画しており、羅臼に行ったらあれを食べよう、羅

白に着いたらこれを食べてと言える魅力ある食の提供が必要であると感じていた知床羅臼町観光協会や町の思いも合致し、統一メニューの提供に向けた取り組みを進めているところでもあります。町内飲食店の活性化と観光振興にもつながる取り組みでありますので、ぜひとも実現していただければと思っております。

三つ目は、空き店舗を利用した一般食堂の開設に対する支援についてであります。

食堂を含め飲食店や商店など、一般的に開業をする場合は事業者本人が場所の選定や施設の新築・改修、資金調達をして開業するものであります。町ができ得る支援策の範囲としては、先ほども述べました運転や設備資金への町融資制度であります。新規創業者も含め、利用しやすくなるよう見直しを行っておりますので、積極的に活用していただければと思っております。

2件目は、羅臼町公共施設等総合管理計画について、3点の御質問であります。

本計画につきましては、議員皆様にも計画の概要を説明し御意見をいただき、平成28年12月に策定しておりますが、公共施設の基本方針につきましては、新たな公共施設の整備を原則行わない施設保有量の最適化と施設の劣化状況を定期的に点検し、適切に補修・改修し、既存公共施設の長寿命化を図る適切な維持管理の推進、さらに公共施設の課題に対して関係する地域住民や企業、周辺自治体と協力・連携し対策を進める、連携と協働による計画推進としております。

我がまちが保有する公共施設全てを単年度で長寿命化を図ることは財政的にも困難なことから、役場職員によるプロジェクトで各施設のあり方や長寿命化の優先順位などの具体的な提案をいただいたところでもありますので、提案された内容を参考にしながら、年次的に進めていく予定としております。

1点目の公民館、体育館の機能充実についての御質問ですが、両施設については耐震診断調査を行います。公民館は築48年、体育館は築46年を経過しようとしており、老朽化に伴う耐震性や構造の問題など、長寿命化を図るため調査を行い、その調査結果により、耐震対策や多目的トイレ、エレベーターの設置など高齢者や障害者にも安心・安全で利用しやすい公共施設の機能の充実を検討していく予定であります。

2点目は、役場庁舎のエレベーター休止についてであります。

当町では、平成8年5月に羅臼町行財政改革大綱を策定し、この大綱を基本として、平成10年度から3カ年度ごとに行財政改革実践期間として位置づけをして、6次にわたって実施計画を策定し、行財政運営の改善・推進を行ってきました。

このような中、平成元年の役場庁舎完成時から稼働していましたエレベーターにつきましては、平成16年度から平成18年度までの第3次行財政改革3カ年実施計画における事務事業の見直しにおいて、各種委託料の見直しを行い、年間約100万円の保守点検委託料削減のため、平成17年4月1日から休止しているところであり、13年間で約1,300万の削減効果を上げているところでもあります。

このエレベーター休止に伴い、来庁者の利用ができなくなりましたので、足の不自由な

方や高齢者などが役場の2階などに配置している課に御用の際は、1階の総合窓口等で職員が御用件をお伺いし、その内容を担当課に伝え、伝えられた担当課の職員がおりにきて、1階で直接対応をすることや、必要があれば車椅子を職員が2階まで運ぶことなどについて、庁舎内で周知し対応をしているところであります。

3点目は、障害者に配慮した公共施設の機能充実についてであります。

羅臼町公共施設等総合管理計画等で対象にした町が所有する公共建築物は、町営住宅や公園施設、遊休施設などを含めると91施設あり、1990年代に整備された施設が最も多く、障害者や高齢者に配慮したバリアフリーとなっている施設は少ない現状にあります。

今後、年次的に長寿命化対策を進める予定であります。町民の多くの方が利用されている文化施設や避難施設などについては、バリアフリーも含めて改修する必要があると感じております。

3件目の持続可能な社会で生きる力の育成につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 3件目の持続可能な社会で生きる力の育成につきまして、2点の御質問であります。

1点目は、教育行政執行方針の中の、持続可能な羅臼町の未来とは具体的に何を指すものかについてであります。

執行方針でも述べたように、当町においても社会の急激な変化に対応できる人材育成が求められているところです。このたびの新学習指導要領では、日本の教育の転換が盛り込まれています。子どもたちが未来へつながる学習を行うために、人・もの・金・情報・時間などという教育資源の全てを子どもの成長に合わせ、系統立ててつながりを持たせていく教育が求められています。当町の持続可能な成長、発展を実現していくためには、将来を担う子どもたちの健やかな心身の育成と、一人一人の能力や可能性を最大限に引き出しながら多様な個性を伸ばし、持続可能な社会で生きる力を身につけた子どもたちを育成する必要があります。

先日の冬季オリンピックで、北見市常呂町のチームが見事カーリングで銅メダルを獲得しました。日本中の皆さんが最後の感動の画面を御記憶のことと思います。地元に戻って選手の1人が涙ながらに、「小さいころからこのまちにいたら何もかなわないと思っていたが、この大会でこのまちにいてもかなえられるということがわかった」とコメントされていました。

子どもには、無限の可能性が秘められています。学力を上げるだけの教育を行うのではなく、ふるさとの未来を考え、ここに残って頑張る人も、このまちから巣立って多町へ移り住む人にも、羅臼に思いを寄せ、応援する人を育てる教育を行っていかねばなりません。

このような教育を行わなければ、いずれ国の予測どおり、消滅の方向に進むことが予想されます。将来、現在の職業の6割がなくなり、それにかわってたくさんの新しい職業が生まれてくると言われています。未来を創造する子どもたちを育てるために、子どもたちが考えていることをしっかり受けとめ、地域発展のための教育の重要性を認識し、全ての大人がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚することが何よりも大切だと考えています。

持続可能な羅臼町の未来については、今後の20年間を見据え、若い親たちが創造した仕事や、安定した仕事につき、伸び伸びと子育てし、生き生きと心豊かに生きることができるまちをイメージしております。そのために、新学習指導要領に沿った教育を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、ユネスコスクール活動の推進を通じた環境学習と平和学習の取り組みについてであります。

平成24年度から全園、全小中高学校がユネスコスクールに登録となっております。また、同じくこの年、幼小中高一貫教育がスタートしております。ユネスコスクールがスタートしたきっかけは、知床が世界自然遺産登録になったことで、斜里町、羅臼町が知床ユネスコ協会を発足したことが大きくかかわっています。このことを機会に、知床の子どもたちが多くの人たちと触れ合う機会がふえましたし、国内や国外に研修に向かう機会を得ることができました。

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実現する学校です。1992年にリオの地球サミットにおいて、アジェンダ21の中で教育の重要性が盛り込まれ、ユネスコがその推進を担当することが決まりました。

御質問の環境学習は、幼小中高一貫教育を通して、副読本知床学を使い、教科や総合的な学習の時間の中で、知床の自然や歴史、地域の漁業や農業、観光や防災について学んでいるところであり、気候変動などを防ぐために強い意志を育てることは、持続可能な社会をつくるための重要な要素であると考えております。

平和教育は、教科・道徳・特別活動などで、人間としての権利と公正、貧困の撲滅、質の高い教育の保障、戦争の撲滅など、あらゆる課題をその都度、教える形となっております。このことは、ユネスコが提唱する世界を変えるための17の目標、SDGsとして、2030年までの目標として世界が合議した持続可能な開発目標であり、世界各国が実践しているところです。

特に、平和教育については、SDGs 16番目の目標、「平和と公正を全ての人に」に掲げられています。また、今年度、北海道でも政策実行のためSDGsを挙げ、取り組むことを発表しており、当町においても同様に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、再質問を一つずつしていきたいというふうに思っております。

まず、最初に、漁業の振興についての再質問でございます。

羅臼町は、大分前は多分、水揚げ高は200億くらいというふうに私自身も記憶しておりますけれども、それがだんだん100億円になり、はたまた去年は80億円というふうに水揚げがだんだんだんだん減ってきております。その中でも、根付漁業の部分については、私はこれから羅臼町で最も大事な資源のための事業だろうというふうに、今考えております。現在、ウニ・昆布・ホタテが主になって漁業をやっていると思うのですけれども、北方領土隣接地域振興基金でそれぞれいただいて、実施をしております。このほかに、羅臼の海域、海峡で養殖に適した魚種について、過去、調査ですとか研究した魚種があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 現在は、ウニ・昆布・ホタテというこの根づけといわれる養殖事業、これについては行っております。過去には、さまざまな形で研究をしたという事例があります。例えばカキですとか、そういったのを育たないかとか、ただ、水温の問題があったりとか、いろんなことで断念をせざるを得ない状況になっている。ただ、今後、そのころとはまた違った環境になってきているということもあって、新たな取り組みがなされる可能性は十分あるというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） なぜこういうことを言ったかという、前の視察に行ったときに、八雲町で温泉水を利用したアワビだとかの養殖を実はやっていたのですけれども、羅臼町も温泉水が出てくるのだろうと。今、海へ一直線に流れていっているのかどうかわかりませんが、あの辺に白い煙が上がって、温泉水が流れていっているのが目につくわけですね。それで、多分技術的には難しいことないのだろうというふうには思うわけですが、このアワビですとか、それとかナマコが昔、羅臼町でもとれていたのですけれども、最近ナマコが私の食卓にも上がらないのですけれども、この辺のナマコの生産が、多分やっているのだろうというふうに思うわけですが、このナマコについては、中国ですとか、あちらのほうに比べて高級なものとして利用されているということがあるものですから、これらの羅臼町に合ったような養殖といいますか、根付漁業の振興を、今後は重要な一つの課題としていくのが、回遊魚の少ない羅臼町にとっては重要な気のような気がしております。

それで、これらの研究について、どこか専門機関とつながった中で研究したことがあるのかどうか、その1点、お願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 過去には、私も町長になる前ですが、携わったことでいいますと、海洋深層水を利用したアワビの養殖ですとか、これは羅臼町のその当時の水産商

工観光課というところで、一緒に予算もつけていただきながら、一緒に視察を行ったり、研究を行ったりということがございました。

町長になってからは、栃木県の中川町というところがありまして、そこの視察を行いました。そこでは温泉を利用したフグの養殖、温泉フグというやつです。これについて視察といたしますか聞き取りをさせていただいております。

また温泉利用のことでいうと、弟子屈町なんかには、羅臼町の方々皆さんについていただいて、地熱の利用についての協議会の中で視察を行わせていただいたと。そのときには、マンゴーのことですとか、海の魚にかかわらず、いろいろな地熱利用についての視察をさせていただいた経緯がございます。

今後、そういった新たな取り組みについては、羅臼についてはいろいろな資源がございますから、当然ながら、ただナマコについては、今、潜水のほうでやっております、高値で売れるということで、なかなか地元に残らないというのが現状なのかなというふうに思っております。

ただ、量的にはそんなに大量にということではありませんので、このことについても漁業協同組合が中心になって行っていくべきことだろうというふうに思いますので、その中でしっかり対応するのだというふうに思いますし、町としてもしっかりその辺については一緒に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） これからの漁業を考える上では、その辺が一番羅臼町としては重要なものかなという考え方を持っております。それについては、今後期待をしながら、推移を見ながら、研修をしていってほしいという気がしております。

次に、町長も書いているのですけれども、殻付ウニで出荷をする、あるいは棒昆布というそうなんですけれども、それらで出荷をして、私は昆布倉庫へ行きましたら、花折になったものほかに、こうやって棒になっていたのです。それで、聞いたのです、実は。このままで出荷するのですかという、これで出荷するのだということで、お話がございました。

それで、どれだけ価格の差があるのかということは、ちょっと羅臼漁協の資料を見させていただくと、ウニについては、殻つきと折でもってやっているのですけれども、それが即比較できるかというのはちょっと僕にはわからないのですけれども、グラム当たりといえますか、2倍ぐらいの開きがあるのです。殻つきと折で出した分と。多分、棒で出した分と花折りにしても、それだけの価格差があるのかなというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。お願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） その年によって、かなりばらつきはあると思いますけれども、どれくらいなのかと、今資料ここにありませんので、価格つけについてはわかりませんが、相当な開きはあると思っております。花折は当然ながら最高級の昆布として出ますし、棒

昆布については加工品として出て行く、出荷されることが多いものですから、そこにはかなりの価格差があろうかと。干して終わりのものと、2カ月かけて花折にしたものとの違いというのは、それは価格に当然ながら出てきているというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 時間もありませんので。私は、その辺もったいないなど。羅臼の資源でありながら、ほかに出てきますと、羅臼の商品かどうかわかりませんが、そういうことはもったいないという気がしております。

それで、何がネックなのか。ちょっと聞きますと、個人経営で、これからそうやってつくれないのだと、非常に手間がかかるのだということで、しょうがないからそのまま出荷をするという魚家があるというふうに聞いてございます。それで、先ほど私は言いましたのですけれども、この付加価値を高めるための保護策として、実は潜在労働力というふうに書いてしまったのですけれども、例えば、昔シルバーの方たちが、あれはもうなくなってしまったのですけれども、そういう方たちが例えばそういうような事業に取り組むような体制がつかれないのか、あるいは先ほども出ていましたけれども、若い方が来て、それを商品化することができないのか、そんなことも付加価値を高めていく一つの方法かというふうに思っております。

2月の道新で見たのですけれども、北のハイグレード食品セレクションというのが根室管内で4品が選ばれましたというのです。その中の1品が羅臼の水産物を利用したものがほかのまちでネーミングとして出て、それが北海道のグレードの高い商品というふうにして、あのおとき見たとき、羅臼の商品でこれだけネーミングがあって、ほかのまちでそれを商品化して出荷しているのだなど、もったいないというふうに感じたわけでございます。

そういったことも含めて、当初私も漁業の6次化というふうにして一般質問をさせていただいたと思うのですけれども、その6次化を早急に進めていただいて、これら少ない資源を有効的に活用する方式を1日も早くとっていただきたい。それはお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、観光の振興であります。観光客、外国の観光客が羅臼町でもふえているというふうに思っておりますけれども、現在、多分、観光客の多くについては、韓国の方だとか中国の方だとか、東南アジア系だというふうに思っておりますけれども、羅臼町役場でも職員の中に、観光協会の職員の中にでも、これらに対応する中国語ですとか韓国語を使える方がいるのかどうか。その辺ちょっと、もしくははないとすれば、採用することを考えているのかどうか。ちょっと、それもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 中国語、韓国語、職員の中にいるのかといわれますと、今のところそういった能力を持った人間がいるという情報を私のほうには入っておりませんので、ただ、英語に関していえばいるのだろうというふうに思っていますし、職員以外のところでも、対応できる人はいるのかなというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） その関連なのですけれども、町長は情報発信強化推進員というのは町の役場の中に置くというふうにして言っておられました。僕は、逆にいったら、そういう対象の方を採用して、英語はほとんど職員なら話せると思うので、それは別としても、中国語ですとか韓国語というのは非常にいないのだろうというふうに思っているわけですが、知床の発信をしていくということであれば、羅臼町の方でも、それぞれ個人でSNSをやっている方がいて、私もたまに見させてもらうのですけれども、全て日本語なのですけれども、物すごい発信をしています。これを外国に発信できる体制が、もしか今採用した中でできるのであれば、新たな羅臼町の魅力を海外に発信できるものだというふうに考えておりますので、その辺、情報発信強化推進員に期待しておりますので、人選もう既に内定しているかどうかわかりませんが、そういう方を通じて情報発信をこれからは国内だけでなく外国にも発信していただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今の質問にお答えをしたいと思っておりますけれども、情報発信をして、今回採用を決めた方でありましてけれども、実は過去に青年海外協力隊にずっと行ってらっしゃった方で、さまざまな、何カ国だったか渡っているのです。そこそこの会話能力はお持ちだろうというふうに思っております。また、教師として働いていたということもありまして、また、その辺のことについては、条件には入っておりませんが、実際に今回採用する方の能力としては、そういったものも持ち合わせているのだろうというふうに思っております。

また、日本語で発信しますけれども、今言われたSNSであったりいろんなものも含めて、近年はアプリというものを使いながら、どんどんどんどん変換をしていって自分の欲しい言語で読めるような、そういったものも開発されておりますので、そういったものもいろいろ利用させていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 一つ、そういうことでどんどん海外に発信していただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 暫時、休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） 急いでやります。

次に、水産加工も含めてなのですけれども、中小企業の融資制度というのがありまして条例化されているのですよね。条例化されていまして、ホームページ見ますと、1条から

ずっと出ているのです。その中で、一番気になったのが、貸し付け条件として羅臼町に1年間住んでいなければだめだと。1年間住んでいて1年間営業するという条件が入って来ます。この辺については変っていないのですね。

○議長（村山修一君） 産業課長。

○産業課長（八幡雅人君） そちら辺については変更ございません。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それで、ほかのところを見させてもらったのです、ホームページで。そうすると、この1年在住を有するというのが抜けているところがある。1年間営業するといひですという条件。だから、すぐ羅臼行って起業したいという人だったら、この融資制度に乗っかるのです。そういう条例になっています。羅臼の場合は1年間住んでいて、なおかつ1年間営業しなければだめですというこの融資条件。これらの差がいいのかどうかというのはいろいろあるのでしょうけれども。ただ羅臼へ先ほども言ったように若い人が来て、何か事業やりたい。だけれども1年間住まなければならない。その間の生活保障はどうするのだという話。それよりも、きちんとした営業計画を持っているのであれば、1年以内であろうと3カ月より前に来ても、きちんと融資をしてあげる、そういう条例であってほしいというような気がしておりますので、その辺について、町長の決断をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 中小企業振興資金融資制度についての御質問ですけれども、そういった縛りがあるということですが、それで、例えば今言われたとおり、利用しにくいということがあれば、これは当然ながら、金融機関としっかり相談をした上で今後の対応をとるのをしっかり考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） そのことによって、どれだけかわかりませんが、よそのまちと比較をされてしまうということがありますので、その辺については、十分金融機関と打ち合わせをして借りやすいような方法、融資金額はみんな同じですから、どこのまちも。ただ、保障がつくかつかないかの話なので、その辺については羅臼のまちはオープンにして、起業する人は来てくださいということをしてPRしてほしいというふうに思っております。

それから、羅臼町の公共施設の総合管理計画に基づいて、なぜこういう質問をしたかという公民館、体育館、2階ですよ、使うところ。昔は、建てた当初は、公民館の下は要するに駐車場になっていた。体育館も下は駐車場になっていた。すごい、そのときとしては斬新な建物だった。ええ、すごい建物だなと。そのうちにだんだん手狭になっていつて1階にもつくってしまったですけれども。それが今となってはネックになっているのです、今の時代としては。要するに、健常者であればすたすたと上って行かれるし、利用もしやすくなっているのだけれども、ただ、その中で、この前、敬老会のときも、昔、社会

福祉協議会が車椅子の人もいいです、参加してくださいと、たしか町を兼ねていたと思う。車椅子を上らせますとなったのですけれども、結果として、迷惑はかけられないということなんです、そういう人は。そこまで来て敬老会に出るということが、やっぱり迷惑をかけるという、今のお年寄りにしてみたら、そういう気持ちなのです。

だから、先ほど庁舎のエレベーターについても、いいですよと言っている、なかなか、そういう意味では利用しづらい建物なのです。ということになれば、先ほど町長も、エレベーターも含めて検討しますということですから、羅臼町で新しい建物なんてもうできないと思います、これだけの財政規模になったら。あるものを大事に使いながら、少子高齢化の社会を、役場を含めて高齢化社会に対応した施設づくりというのは、これから内部改修をしたり、いろんなアイデアを振っていかなければ、若い人もいなくなる、お年寄りも羅臼町では生活できないというまちになってしまう。それであっては、人口、それでもどンドンどンドン減っているわけですから、その辺の、これから公共施設の総合管理計画をじっくりやっていくという中で、よく見比べてやっていただきたいなというふうに思っております。公共施設というのは、健全者も障害者も等しく利用できる施設であるということが基本だというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思いません。これについては、答弁はいりません。

続きまして、教育長に最後、もう一つ。

教育長の執行方針を読ませていただいたのです。非常にわかりづらかった。ごめんなさい。多分、教育長は持続可能な社会ということを中心に据えて言ったのだらうと思えます。持続可能な社会というのは、何につけても持続可能な社会をつくるというのは基本ですから、いいのですけれども、この中でユネスコ憲章がございます。今、羅臼町でやっているのはユネスコスクールで、それを大事にしながら人づくりでやっていきますと。その中に持続可能な地域をつくる、社会をつくるというのを基本として、この第1条にはなっているのですけれども、その中に、これは戦後まもなく、もう二度と戦争は起こしたくないというところからユネスコ憲章というのはできたというふうに私自身思っておりますので、そうだとすれば羅臼町もその辺、平和な羅臼をつくる、平和な国際人をつくる、そういった目に見える形として、執行方針に書いてほしかったと、私自身思っております。そのために、たしかユネスコスクールというものを、ユネスコの理念を実践する学校だというふうに定めておりますので、羅臼だけでなく、国際性を育む教育と、要するに子どもたちをつくるのだと、こういうことで、いろいろな事業を興してほしいというふうに思っております。

最後に、教育長にその辺の所見をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 御質問のわかりづらいというのが、確かにあるのかなと思っておりますけれども。前回に小野議員からも質問がありまして、持続可能性というのが質問がありました。

私は、やはり今現在、羅臼町で取り組んでいる学校教育、それから社会教育は、やはりE S Dの考え方を取り入れてやるのが理想的であるということ、私はこの羅臼町に住んで10年の結論であります。ですから、E S Dの考え方を議員の皆さんも私も一生懸命、話をする機会があればいっぱいしたい。それから、よそから講師の方を呼んで、聞く機会があればやりたいと思っております。

それで、E S Dの一番簡単な考え方は、ユネスコを含めて、ユネスコスクール、E S D。特化したE S Dとの考え方というのは教育のあり方そのものですが、ユネスコもユネスコスクールもE S Dも全てつながりを意識しているということなのです。ですから、先ほど言いました、ユネスコが取り組むこのE S DというのがSDG sという今、2030年度までの目標なのですけれども、この全ての目標を2030年度まで達成しよう。そうすることによって、地球の平和が保たれるという意味で取り組んでいるものと。それでこの中には、私たちが、今、羅臼町での一番の課題の漁業問題も入っております。それから気候変動も入っております。それから貧困も入っております。それから質の高い教育も入っております。それから、当然住みやすいまちづくりも入っております。

ですからこのことは、この目標を子どもたちにどうやって勉強していくのかという課題だと思います。そのために、環境教育も平和教育も全て同じものだと考えているのですけれども、今年度はこの実現のために総合的な学習の時間を充実して、子どもたちがこのSDG sの課題にどれだけ気がついて、地域の大人を呼んで、話を聞いて、私たちはこうしたいのだ、こうしてほしいのだというような願いがかなえられるようなことが勉強できればいいなと考えております。

それで、昨年度は、町内の発表する機会があるのですけれども、ユネスコスクール研究発表会というのがあって、年1回子どもたちが発表しております。この中で、高校生の発表がありました。どのような内容かといいますと、広島のパワーポイントツアーに参加したということをもとにまとめて発表したのです。そういうように、まだまだ総合的な学習の時間の取り組みが、まだまだ羅臼町にとっては、よそのまちから比べると若干おくれているところが私には見受けられているものですから、ことしはこの実現に特に力を入れてやりたいと考えております。

ですから、この一番の目標は、最近、東京大学の海洋教育のサミットに行ってきました。その中で、全国の子どもたち、小学生、中学生、高校生が自分たちの学んだ勉強を一生懸命発表していたのです。ああいう姿を我がまちの小中校生に見て、自分たちも発表してやればもっともっと地域の課題が見つかるのではないかと。先ほど、具体的に言いますと、例えば昆布の学習なんかは、先ほど根昆布、昆布とかと言っていましたけれども、あれなんかは本当に総合的な学習の時間で、子どもたちに昆布のつくり方を実際に教えたり、それから本当のホタテの育て方を教えたり、よそのまちではやっています。ぜひとも、羅臼町でも漁協さんとの協力を得ながらできないかななんて、私は考えているのですけれども。そんなことで、これが実現しない限り私は羅臼町の未来はないと思っております。

ます。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 教育長、熱い思い、十分聞かせていただきました。

やっぱり、ユネスコスクールなので、ユネスコ憲章をきちんとやっていきたいと思います。これが人と人の生きる道だということを、羅臼の子どもたちが世界に通用する子どもをつくる。それから、ほかのまちに優秀な子どもたちをつくっていく。これで、ユネスコのスクールをつくって、どんどんどんどん世界に羽ばたく子どもたちをつくっていく、そんなことをやっていくのだろうというふうに思っています。

最後に、ユネスコ憲章の第1条の目的文の中で読み上げて終わりにしたいと思います。

この機関の目的は、国際連合憲章が世界の人民に対して、人種、性、言語、または宗教の差別なく、確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために、教育、科学及び文化を通じて、諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。

これを羅臼町に置きかえて、ひとつ、そういう子どもをつくるのだということで頑張っていたきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、加藤君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時10分まで休憩します。

午後12時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問テーマは3件、11項目です。

初めに、今年4月からスタートする国保制度について、羅臼町の対応に関して5点お伺いします。

国保制度の運営主体が、道に移行することで、平成30年度、今年度の当町の保険税は、前年比較で引き上げとなるのか、引き下げとなるのか、現時点での試算額や考え方を教えてください。

次に、所得階層別保険税の現時点での試算額や考え方、応能割と応益割の比率とその考え方を教えてください。

次に、2015年、平成27年から、2017年、平成29年までの国保税収納率目標

と実績、合わせて2018年度、平成30年度の収納率目標をお答えください。

次に、国保の都道府県単位化により、当町として想定される問題点とその対策についてお答えください。

次に、第7期介護保険事業計画に関して3点伺います。

平成30年度から向こう3年間の第7期における第1号被保険者保険料の基準額と所得段階保険料の試算額や考え方をお答えください。

介護保険では、大きく分けると居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスがありますが、当町のサービス見込みについてお答えください。

2014年の介護保険法改正により、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が介護保険の給付から外され、市町村の新しい総合事業に移行することが決定しました。2017年から、各市町村は、この新総合事業を実施していますが、当町の総合事業の現状と問題点及びその対策についてお答えください。

次に、高齢者保健福祉施策の充実に関して伺います。

さきに質問した介護保険事業と関連しますが、第1号被保険者の介護認定者は、平成30年度以降どのように変化すると考えているか、将来予測についてお答えください。

今後、高齢者は確実に増加すると思われるが、当町の高齢者施設の現行定員数と入居者数及び待機者の現状についてお答えください。

最後に、高齢者保健福祉の充実に向けて、町の重点施策をお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から、3件の御質問をいただきました。

1件目は、2018年度からの国保制度と羅臼町の対応に関して5点の御質問であります。

1点目は、平成30年度標準保険料は、前年度比較で引き上げか引き下げか、現時点での試算額や考え方についてであります。

北海道が制度改革において策定した国民健康保険運営方針では、道は、将来的な保険料負担の平準化と標準的な加入者負担の見える化を進める観点から、標準的な保険料の算定方法に基づく市町村ごとの標準保険料率と各市町村の算定方式をもとに算定した保険料率を示すこととし、また、市町村は標準保険料等を参考に、所得や世帯の状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めることとしています。

毎年度、予算時に作成している一人当たりの保険税額については、現時点では医療、介護、後期支援金合算額において、若干ではありますが、平成29年度当初の額に比べ、下がる見込みとしています。

しかしながら、保険税賦課のもととなる、平成29年の所得の確定により流動的な数値でありますので、御了承願います。

2点目は、所得階層別保険料の現時点での試算額や考え方についてであります。

国民健康保険法施行令が一部改正となり、平成30年度においては国民健康保険税の賦課限度額を現行の54万から58万円への引き上げ及び低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の5割軽減及び2割軽減の基準の引き上げが行われることが決定しております。このため、所得による保険税の調整が行われ、低所得世帯においては保険税額の軽減が図られることとなることが予想されます。

3点目は、応能割と応益割の比率とその考え方についてであります。

北海道では、運営方針の中で、所得水準が高い市町村における保険税の激変を緩和する観点から、制度執行時には、応能・応益の比率が40対60よりも応益に偏らないよう設定することとしています。

当町においては、平成29年の所得が確定する4月下旬をもって昨年度の状況を踏まえ、大きな乖離がないように応能割、応益割を設定することとし、現在のところ、比率についての検討は行っておりません。

4点目は、保険料収納率推移であります。

2015年度は目標値93%に対し、実績は93.5%、2016年度は目標値93%に対し、実績は92.5%、2017年度は目標値93.5%に対し、実績は納期が本年5月までとなっておりますので確定値ではありませんが、決算見込みでは90%としています。また、2018年度の目標値ですが、北海道から示された収納率92.8%を目標としております。

5点目は、国保の都道府県化単位により当町として想定される問題点についてであります。

国民健康保険制度の都道府県化は、持続可能な医療保険の安定的な運営を目指すため、都道府県が財政運営の責任主体となり、全道どこにいても世帯の所得や人数で同様の負担で済むようになることを目指しています。当町の国民健康保険加入者の所得構造の問題点により、保険税が高くなるといった状況は、今後は改善されると考えております。

しかしながら、この都道府県化により、北海道全体でかかっている医療費や後期高齢者医療及び介護保険に係る支援を国保の加入者全体で公平に負担することとなります。そのため、現在は一人当たりの医療費が少ない当町においては、負担を強いられることが懸念されます。

今後は、国保加入者それぞれが病気を予防し、また早期発見、早期治療をすることで、医療費をこれ以上ふやさないよう個々の努力がより必要となります。そのことが、道から交付される保険者努力支援金に反映され、保険税の負担を軽減する財源となります。

2件目は、第7期介護保険計画に関して、3点の御質問であります。

第7期介護保険計画につきましては、介護保険にかかわる各関係機関、関係者及び介護保険利用者の家族などから7名の方に計画策定委員を委嘱し、昨年7月から御審議いただいているところでありまして、先日、答申いただいたところであります。

委員の皆様には、お忙しい中、熱心に御審議いただき、まことにありがとうございます。

た。改めて御礼を申し上げます。

1点目は、第1号被保険者保険料の基準額と所得段階保険料の試算額や考え方についてであります。

第7期計画期間、平成30年から2020年度における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険基準額につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域包括ケアシステムの構築を念頭に置きつつ、国が示す推計方法を踏まえて、見える化システムを利用し、第6期計画期間における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに推計を行い、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定しております。

その結果、基準額につきましては、第6期と同額の月額5,300円といたしました。所得段階保険料につきましても、第6期と同様に設定しております。

2点目は、サービス見込みについてであります。

各種介護サービスごとでは、若干の増減はありますが、総体的にはほぼ横ばいを見込んでおります。また、現在、介護スタッフの不足から、新たなサービスが提供できない状況にあります。

3点目は、当町の総合事業の現状と問題点及び対策についてであります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加や自立支援に向けたサービスの展開のために、運動機能の低下や認知症の予防のための活動のほか、閉じこもり予防のため的高齢者サロンの充実に努めています。

今年度配置された生活支援コーディネーターを中心に、当町の地域包括ケアに関する課題やニーズを調査中であり、結果がまとまり次第、新たなサービスの検討もしてまいります。また、高齢者が介護予防や自立支援のためのさまざまな場所に社会参加するためには、交通手段の確保が不可欠だと考えております。

3件目は、高齢者保健福祉施策の充実にに関して、3点の御質問であります。

1点目は、第1号被保険者介護認定者は、平成30年度以降どのように変化しているかについてであります。

第6期で、要介護・要支援の認定者数ですが、平成27年度223人、平成28年度234人、平成29年度は223人、平均では227人となっております。今年度からの第7期計画では、平成30年度231人、2019年度が233人、2020年度は234人と推計されており、3年間の平均で233人と若干の増加傾向にあると推計されております。

介護度別の認定者の推計では、要支援1、要支援2の軽度者が増加すると見込んでおります。

2点目は、当町の各高齢者施設の現行定員数と入居者数及び待機者の状況についてであります。各施設別にお答えをいたします。

グループホームしおさいは、定員数12名、入居者数12名、待機者4名です。小規模特養ふくろうの郷は、定員数27名、入居者数27名、待機者は10名です。小規模多

機能の家しおかぜは、定員数29名、入居者数23名、待機者はありません。サービス付高齢者住宅ゆとり館は、定員数20名、入居者数18名、待機者はありません。以上ですが、いずれも2月末の状況であります。

3点目は、高齢者保健福祉の充実に向けて町の重点施策についてであります。

第6期の計画では、みんなが支える生き生き高齢者社会を目指す姿として、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、一人一人の自立と尊厳を支えることができるよう、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業のさらなる充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を図りました。

第7期計画においては、この地域包括ケアシステムを深化し推進することを目的として、全計画における目指す姿を継承し、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指すこととしており、5つの基本目標を設定いたしました。

目標1、生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現。

目標2、地域共生社会の推進。

目標3、サービス提供体制の確保。

目標4、サービスの質の確保・向上。

目標5、地域包括ケアシステムの深化・推進の5点であります。

重点施策はとの御質問であります。それぞれの施策を展開していく上で、まずは、人材の確保が必要であると考えております。これまでも各事業者においては、それぞれに職員の確保とキャリアアップ事業に取り組んでおりますが、サービスを受ける側の町民にとっても重要課題と考え、今年度、介護職員の実務者研修経費を予算化しているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 高齢者保健福祉施設の充実に関して、それから介護認定者の将来予測、それから現在の高齢者施設の現状、そして高齢者保健福祉の充実に向けた町の重点施策についてお答えがありました。

1回目の質問でも言いましたが、第1号被保険者、65歳以上の方ですが、この介護認定者も当然のごとく高齢化にともなふえていくということは間違いないと考えますが、先ほどお答えの中で、7期の計画段階では平成30年度231人、2019年度が233人、2020年度は234人と推計されており、若干の増加傾向にあると推測されると、こういう答えでした。期間が余り3年間くらいでは短すぎる。何年まで推計していますか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 連続して推計しているのは、平成30年から32年ですが、今のところ、平成37年度の一番多くなろうという時期を見込んでおります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 37年はもう平成ではないと思いますが、西暦で言ってもらった
らわかりやすいですが。2025年ということであたりで考えていいですか。その段階で
は介護人数は何名で予測されていますか。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 397人を見込んでおります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 7期の3年計画の3年目では233人で若干の増加傾向ですが、
2025年、団塊の世代が75を迎えるピーク時には、今の答えですと397人、400
名。約2倍になるという、こういう推測結果が出るわけです。

要するに推計は非常に大事なのです。推計していなければ必要な施設数であるとか、あ
るいは介護給付費の見込み料とか総給付費見込み料とか、標準給付費見込み料など、予算
が組めない状況になってしまいますから、そういう意味では、この推測に基づいた介護保
険の費用、コストをきちんと現段階からやっておかなければいけないだろうということ
を一つ指摘をしておきたいと思います。

それで、高齢者福祉施設の現状について先ほどお答えがありましたが、グループホー
ム、認知症対応としたところですが、ここは12名で入居者数が12名、待機者がもう出
ている。それから小規模特養ふくろうは待機者が10名ということは、完全にもうオー
バーしてます。小規模多機能については、6名くらい余裕があります。サービス付高齢者
住宅については、2名ほど余裕がありますと、こういうことです。

私が言いたいのは、2025年、一番ピークになるときに今の2倍に介護認定者がふえ
るという予測が出ているわけですが、この人数になったときに、今の施設のキャパでは完
全に足りない。簡単にいうと、倍のキャパが求められるというふうに考えております。要
するに、増加する要介護者の受け皿問題、これは避けて通れないというふうに思うので
すが、町は高齢者保健福祉施設の将来について、今数字で示しましたが、倍になるわけ
です。これをどのようにしていくおつもりか、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今の御指摘でございますけれども、当然ながら、この倍になると
いう数値にはしっかり対応していかなければいけないのですけれども、現在、民間も含め
て収容されている、収容できる施設の限界はこのような形になっております。今後、この
2025年度のピーク時に向けてどういった対応をするかというのは、当然ながら計画の
中でもそれぞれ入れておりますけれども、具体的にどうしていくのだということについて

は今後、しっかり対応していくことになるのだというふうに思いますけれども、団塊の世代の方々が、この時期に一番ふえるということは、それに合わせて現在現役である方々、そういった方々にも一緒になって考えていただく場をつくっていく必要があるかというふうに思っております。このときに、その施設を利用する可能性もある方も含めて、今から準備をしていく必要はあるのだと、そういったことで、そういったその時に利用する可能性のある方々も含めて、しっかり協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 現在、高齢者施設は基本的に民間で対応しています。これを、倍になったから倍に施設ふやすのだと、私はそんな乱暴なことを言うつもりはないのです。みんなで知恵や工夫を出し合って、新しい投資を民間あるいは町がしなくてもいいように、今から考えなければならないということを申し上げたいわけです。その意味では、現在の施設の問題点を、町と民間の施設で話し合いをして、その課題を共有して、町として、ある意味、物心両面の支援をこれからやっぱりしていくと、こういうふうに思っています。

間違いなく、あと8年後には、介護認定者の数は倍になるということだけははっきりしているわけですから、今からやらないと間に合わない。そんなふうに考えています。

次に、第7期介護保険事業計画についてお答えがありました。介護保険料については、昨日ですか、議会の初日、町長の行政執行方針で、保険料は今年度からの3年間については改定しない、要するに値上げは行わないで現状を維持すると、こういうお答えだったように思います。

羅臼町の第1号被保険者の介護保険料は、第6期、平成27年から29年の3年間は9段階に分かれていまして、この9段階のうちの第5段階の月額保険料、月5,300円が基準額になっています。この介護保険料の変化を釧根管内13自治体で見ると、第1期平均3,214円、平成12年から14年。第6期、平成27年から29年、去年までですが、平均5,031円。割合にすると、1.5倍にふえています。羅臼町の第6期、第7期も同じようですが、羅臼町の保険料は5,300円ですが、基準額です。釧根13自治体の中では上から4番目です。余計な話ですが、ちなみに一番高いのは、弟子屈町で、5,809円。一番低いのは、浜中町で3,959円。この間で見ると、やっぱり値上げが続いている保険料なのですが、今回、政治的判断もいろいろあったのかもしれませんが、据え置くということについては大いに評価をする必要があるのではないかと思います。

ただ、一つつけ加えておかなければならないことは、先ほどは、高齢者保健福祉の問題に触れましたが、施設をふやしたり、サービスをふやしたりすると、これは介護保険料に直結していますから確実に上がると、こういうことになります。その意味では、国保税は道に移管されますが、この介護保険料についても、やっぱり国がその責任を果たさなくてはいけないだろうと、私は強く思っております。

介護保険制度がスタートする前は、国が50%、自治体が50%負担して、保険料負担

はなかったのです。ところが現在は、国が25%、自治体が25%、そして残り50%が私たちが負担する保険料と、こういうことになっている。この構造が、施設がふえたりサービスがふえたりしてコストが上がったときにストレートに保険料の値上がりになっていると、こういうことだと思います。

お答えの中で、当町の総合事業について、生活支援コーディネーターを中心に地域包括ケアに関する課題やニーズを調べ、新たなサービスの検討もするとのことでした。私は、羅臼町の発展に長い間寄与された、尽くされた高齢者が安心して羅臼町で暮らせるための体制の構築というのは、町の責任であるというふうに考えています。

次に、2018年度、ことし4月からスタートする国保制度についてお答えがありました。国保加入者の市町村の窓口における手続は、保険証の記載内容が一部変更になるだけで、それ以外は従来どおりです。

国保運営方針についてお伺いします。保険料に影響を与える都道府県内における統一ルールを規定するものと私は理解するのですが、具体的に示されている国保運営方針の内容をお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 国保運営方針ですけれども、国民健康保険第82条の2に基づき北海道が策定することとされています。策定の趣旨ですが、本年4月から始まる国保制度において、道と市町村が一体となり、国保に関する事務の共通化を認識するというもてつくられております。内容は1章から第9章となっております。保険料の水準の統一や納付金の算定方法、標準的な保険料の算定方法や保険給付の適正な実施、医療費の適正化の取り組みなどを示しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 簡単にいうと、国保事業費納付金と標準保険料をどのように算定するのかということをも柱として、そのほかに財政基盤の確立に向けた取り組みということで、収納率の目標であるとか医療費適正化に向けた取り組みであるとか収納率向上とか、こういう問題が入っているのだと思います。この標準保険料率の関係がありまして、ことしの1月でしょうか、現在予算書で予算化されておりますが、最終的には先ほど町長からお答えがあったのですが、29年度当初の額に比べ下がる見込みということですから、上がることはないのかなというふうに捉えています。最終的には所得が確定した段階で、はっきりした答えが出るとは思いますが、でもこのことは、上がらないのだということは羅臼町にとって、町民の皆さんにとっては、大変これは喜ばしいことだというふうに思います。その後、来年以降どうなるのかという問題はありますが。

国保運営方針について、今申し上げましたように、国保事業費納付金、標準保険料率を算定しているわけですが、国保事業納付金は100%道に納めなければならないものです。標準保険料率というのは、今申し上げましたが、道庁の国保税を決定する上での算定

基準となります。そのほかにも、収納率向上対策や医療費適正化対策等のさまざまな事業を市町村は国保運営方針に基づき、2018年度以降、展開していくことになります。

私は、その内容は加入者にとって望ましいか、財政上の効果があるのかどうか、これを確認、検証していく必要があると考えています。厳しい国民健康保険財政基盤を強化する視点で、歳出削減のための医療費適正化と歳入確保のための収納率向上の基準について運営方針に明記されていますが、保険者努力支援制度、こういうのがあります。保険者が努力する制度ですが、この内容について説明してください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 保険者努力支援制度についてですけれども、国保制度改革を進めるに当たっての法律改正案であるものにおいて定められています。重症化予防を含めた医療費適正化に係る都道府県や市町村の取り組みを評価するため、平成28年度から前倒しで行われておりますが、平成30年度から本格的実施となっております。評価基準につきましては、医療費適正化の目的であります予防活動や疾病の重症化予防、または後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用促進にある取り組みですとか、及び税の収納率や第3者求償事務等の事業の運営に対して、市町村が取り組んだことを評価されて支援金として交付されるという仕組みになっております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そうということなのですが、財政上の構造問題を解決するために、国は財政基盤強化策ということで、3,400億円予算化しております。うち800億円は、財政基盤強化に向けた取り組みやその結果を評価して、都道府県や市町村に交付されます。その評価には、法定外繰り入れを削減したか、羅臼町はルール分だけですが、あるいは収納率をどれだけ上げたか、医療費をどれだけ下げたかというのがあります。この評価を言葉だけで捉えると、無理な収納対策を実施する。資格証明書や短期保険証を大量発行する。医療機関等への指導を強化して、保険給付を制限する。これは悪意で言っているわけではないのですが、言いかえれば、そういうことを意味しているわけです。それをやれば、あなたの自治体については、何千万か何億円か補助しますと、そういうことなのです。

介護保険でも、きのうの新聞だったでしょうか、介護保険も同じような仕組みがまた導入されます。税金が投入する額が減らせば、お金はあげますと。こういうパターンでこの間、繰り返し国は迫ってきます。結局は加入者に新たな負担を強いなければ公的財政支援を受けられないと、こういうことになります。

この羅臼町を含めて、市町村として、保険者努力支援制度をどう活用するか、先ほども言いましたが、加入者の立場に立って、私は考えていく必要がきっとあるのではないかと、いうふうに考えます。

1点、ちょっと細かい点で恐縮なのですが、先ほど応能割と応益の割合について質問しましたら、道のほうは40対60よりも応益に偏らないように設定することとしていると

ということで、羅臼町は現在のところ、比率についての検討は行っておりませんと、こういうふうになっていました。現在、応能割と応益割の割合はどういうふうになっていますか、当町は。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 当町におきまして、現在のところ、おおよそ40対60の割合で設定しております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 要するに言っているのは、深読みかもしれませんが、応益割合を60以上上げるなという、こういう指導なのです。応能割というのは、能力においてということですから、所得が多ければどんとふえるのです。ところが応益割というのは、益を受けたということですから、ちょっとよくわからない部分もありますけれども、1世帯で3人いたら掛ける3になってみたり、そういうふうになってくるわけでしょう。だから、そういう意味では、検討は行っておりませんということで済むのか、ぜひ検討はする必要はあると思います、そういう意味では。このままでいいなんてことはありません。

そろそろ終わりになりますが、平成29年度8月31日現在、羅臼町の国保世帯数は1,049世帯、2,409人が羅臼町の国保の加入者です。全世帯数の約半数50%を占めています。その意味では、国保の税額や新たに導入されるさまざまな制度に約半数の町民が直接かかわることになります。保険料を納めない、納められない、この町民へのペナルティーとして国保保険証の交付を、これを使用できる期間を1カ月、3カ月、6カ月に限定する短期保険証の発行があります。さらに、保険証の発行そのものをとめてしまう、資格証明書世帯といいますが、これは無保険世帯です。当町には17世帯が存在しています。ここの家族は、医療保険を持っていないということです。

先ほど、保険者努力支援制度で言いましたが、収納率をどれだけ上げたか、医療費をどれだけ下げたかの結果を評価して、交付金が出る仕組み、これが導入されます。羅臼町として、保険者努力支援制度をどう活用していくのか、加入者の立場に立って考える必要があることを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の質問は終わりました。

ここで、2時まで休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番佐藤晶君に許します。

佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） 通告しております2件について質問させていただきます。

まず1点目は、町長執行方針、豊かな心を育む教育文化のまちを目指し、基本方向の一

つに掲げております。その中で、幼稚園の一園化、小学校の一校化を提示されております。この件は、平成28年度の執行方針に初めて掲げられたものでございまして、昨年の29年度のおいても提示されております。その中で私も質問をさせていただきました。その中で、保護者、地域住民への丁寧な説明、理解が重要であると、事を慎重に進めてほしいということもお願いしたところでもあります。今回も、その流れの中での質問ということになるかもしれませんが、もうちょっとおつき合いいただきたいと思います。

今回、町職員のプロジェクトの提言を踏まえて、学校適正配置計画の策定に向けて作業をするということであり、具体的なスケジュールを含めて、方向性を一つ示していただきたいと思います。

また、昨年にも述べましたが、まずは町民理解が重要だと思います。それに向けての基本的なまちの考え方、その辺を一つ説明をいただきたいと思います。

もう一つ、2点目であります。羅臼漁業協同組合への人事交流についてであります。

平成24年度、協町政のときに初めてこの事業が実施されました。当時の組合は、北海道海面漁業調整規則違反で、対外的にも厳しい状況の中でありまして、組合も再発防止に向けての動きを始めたころだったと思います。当時、町長は、執行方針の中で町長として公共的団体に対する総合調整権限の範囲内で魚の城下町羅臼の信頼を取り戻すことを合わせ、羅臼町の名誉回復のために、最善の努力をするということで述べております。そんな中での始めた人事交流でもあったと思います。そういう意味では深い意味合いもあったのかなと思います。6年間進めて来た人事交流も、今年度実施をしないということであり、そこに至った経緯、またこれまでの成果をどのように捉えているか、ひとつ御答弁のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 佐藤議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、幼稚園の一園化、小学校の一校化についてであります。

1点目の具体的なスケジュールと方向性、2点目の住民理解を求めることが重要との御指摘であります。

まずは、方向性についてであります。当町として、人口減少社会であっても、子どもたちの教育環境をしっかりと確保していかなければならないと、そのような前提に立ち、判断をしていくことが肝要であります。生徒数が少ない小規模校であっても、それにふさわしい教育効果が期待できますが、多様なものの考え方に触れさせ、他者との関係性やコミュニケーション能力、社会性を養うという観点からすれば、幼稚園や小学校を統合することが一つの手法であると考えています。

近年、当町の出生者数は、平成25年度以降4年間連続で40人未満でありました。このことからしても、早期に適正な教育環境のあり方を検討し、準備を進めなければならないことは明らかであると考えております。このため、早い段階から一園一校の方向に舵を切り教育環境を整えていくのとあわせて、空き施設やマンパワーを有効活用し、地域住民

に喜ばれる魅力的なサービスの拠点づくりに転換できないかと考えています。

一園一校化を消極的に捉えるのではなく、このことを契機に、例えば子育て支援策の充実や地域が子育てを支える仕組みづくりなど、特色ある既存の取り組みと連続性を持たせながら、安心して子どもを育てられるまちを目指し内外に強く印象づけていきたいと思っております。

こうしたことから、本年度、管理職プロジェクトにて検討をさせていただきました。このプロジェクトには、出生者数の予測などから一園一校化を前提とした場合、どのような形が考えられるか課題を設け、一園一校化の時期や、現施設の規模、統合後の空き地施設の活用方法など、総体的な議論がなされました。

現時点の0歳児以上の子どもたちの人数で考えると、施設規模の大きい羅臼地区の幼稚園・小学校を活用するとした場合でクラス編成を最大数に設定したときに、既にこれら二つの施設で全人数を受け入れることができる状態にあります。それぞれの学年の人数が、幼稚園では60人、小学校では80人を超えない限り、この状況は変わりません。

次に、住民理解が重要との御指摘であります。

今年度、知床未来中学校が開校します。学校区を町全体として開校する新中学校をスムーズな運営に移行できるよう、軌道に乗せるために町・学校が協力し心血を注いできており、幼稚園、小学校のあり方を考える上で貴重な検証資源であると捉えており、住民の注目度も高いと思っています。

また、幼稚園や小学校は、中学校にまして、それぞれ地域の伝統や文化とのかかわりも深く、特色ある教育活動が展開されてきており、住民と学校のつながりに配慮しながら、さらには校舎や跡地の利用なども含めて説明責任を果たし、地域協議を活性させていきたいと考えます。

最後に、スケジュールについてお答えします。

平成30年度は、羅臼町立幼稚園・小学校適正配置計画検討委員会を立ち上げ、これらのあり方について諮問し、並行して教育関係者初め議会や地域への説明を行い、地域からの声を聞いてまいりたいと考えております。この動きの中で、教育活動や学習指導等に関しての学校間のすり合わせと校種間の接続に係る調整を行い、十分な時間をかけ、議論をしていく必要があります。中学校の場合、2年を要しています。このほか、通学、有事対応など、教育を下支えする環境面の検討調整、整備も重要となります。これらは、並行して進めていくことも、十分に考えられます。

一部繰り返しになりますが、審議機関等の設置・諮問、地域説明に始まり、地域住民からの意見・提案への対応、教育活動のすり合わせ、校種間接続の調整、学校にある教材教具や備品等の取り扱い、教育面以外環境調整など、これら一連の対応に3年程度を要すると想定し、議論を活性させるため、一園一校化の実現年度を2021年度に設定したいと考えております。この間、地域の声に応じられるよう、十分な配慮をしていきたいと考えております。

2件目は、羅臼漁業協同組合の人事交流についてであります。

1点目の人事交流の成果、並びに2点目の今年度実施しないことの原因につきましては関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

平成24年度から始めました羅臼漁業協同組合との人事交流につきましては、行政と産業団体の職員が派遣研修を通じ、相互理解を深めるとともに双方の組織の活性化と人材の育成を図ることを目的に実施しており、派遣年限は2年間として、これまで双方から各3名の職員を派遣し、今年度末で6年を迎えます。

これまで、交流を終えた職員からの復命をもとに研修の成果も検証してきたところですが、この6年間において、当町と羅臼漁業協同組合双方の管理職で構成する漁協管理職と役場管理職の合同会議が組織され、情報提供や意見交換を行う場が生まれたことにつきましては、お互いにとって大きな収穫であったと感じております。

合同会議では、基幹産業の厳しい状況の中、現状と課題の共有が図られ、漁協職員と役場職員が気軽に話し合える環境が構築されるとともに、意見交換では活力あるまちづくりに向けた積極的な議論が行われているところであり、このような環境が構築されたことは、派遣研修で相互に交流してきたことによる大きな成果でもあると考えております。

したがって、今年度は派遣研修を一旦中断し、合同会議に重点を置き、このまちを地域資源を生かした活力ある産業のまちにするため、引き続き議論を深めてもらうこととしておりますが、今後進捗状況などによって必要であれば、組合長や私自身も会議に直接参加することについても、トップ会談で確認をさせていただいているところであります。

この合同会議が漁業の振興を議論の入り口として、商工や観光の振興などの分野にも波及して、主要産業の振興と安定した雇用の創出など、地域の活性化に向けて発展していくことに期待していると同時に、派遣研修につきましては、お互いに検証する期間を設け、新たな展開を図ることとしたところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君）佐藤君。

○9番（佐藤 晶君）ありがとうございました。

まず最初に、今の人事交流の件についてお伺いをいたします。

先ほど町長話されたとおり、一定の成果がありながらということで、今回は合同会議と管理職含めた議論の場ができたということで、そういう面ではこの事業の進めてきた経緯という中では大きな成果だったのかなと思うところでもあります。

ただ、考えてみると、6年かけてようやくそこまで来たのかなと。それだけ、組合と我がまちのつながりというのは、なかなか一つに結びつけられなかった経緯も長かったのかなということも感じるころでもあります。そんな意味においては、双方のこの事業を進めてきた中で温度差があったのではないのかなというところもちょっと気になるのです。そんな理由の中で、もしかしたら、この事業が中断したのであれば大変残念なことなのかもしれませんが、そういう問題はなかったのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私どもとしては、そういった問題はなく、今まで交流を深めてきた成果として、今の合同会議に結びついたというふうに思っておりますし、今回、中断と言いますけれども、一時、そういう時期を置いて合同会議に集中しましょうというような考え方のもとですから、今後それが進展していく中で、さらにもっと交流が必要だというような意見が出てくることであれば、当然ながら人事交流も含めているような交流を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） それであれば、安心しました。町長がいろいろと現在の羅臼の現況を捉えて厳しい状況を述べているわけです。持続可能な漁業の構築や漁業経営のための努力している羅臼漁業協同組合の皆様方とともに、この難局を乗り越えるべく、課題の共有とさらなる連携に努めていくというようなことも触れております。そんな意味では強い今の思いというのが伝わってくるわけですが、だからこそ、こんな時代だからこそ、今までの人事交流というのは必要、生きていくのだらうということもさらに思うところがあります。そんなことを期待する中で、今後も継続していく、この事業を再開していくという考え方は、今のところは全くないという捉えでいいですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今のことについてお答えしますが、全くやらないということではありません。当然ながら、今後そういった方向にいけば、当然ながらどんどん進めていきたいというふうに思っておりますし、一旦ここで、しっかりした議論をしてどういう方向で、また新たな交流ができるかというところをしっかりと管理職同士で相談をしていくということも含まれておりますので、今後、私としてはそういった交流は必要だと思っておりますし、これから必要に応じて検討していきたいというふうに思ってます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） わかりました。

こういう事業は、やっぱり継続することが大事なのです。せっかくここまで積み重ねてきた我がまちと組合とのつながり、それをさらに高めていくためには、継続することが一つ大事な視点ではないのかと私は思うので、ぜひともそれに向けてまた再開できるようにひとつ考えていってもらいたいものだと思うところでもあります。

あわせて、今組合との話なのですが、将来的に例えば各種団体、商工会含めて観光協会含めて、交流、派遣とかということも、やっぱり将来的に考えていかないといけないのではないのかという私なりの思いがあるのですが、その辺は町長、どう思いますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 全てのところに満遍なくというわけには当然ながらいかないわけで、必要があればということが前提となると思いますけれども、過去にも役場のほうから

観光協会に出向したという事例もあります。これは、当然ながら観光事業というところを重要視して人を送り込んだというところもありますので、そういった適材適所といいますか、その必要に応じてその辺対応できるかどうかということは検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） ぜひとも、そんな方向の中で一つ一ついい方向に、ひとつ考えていってほしいものだと。実は、観光協会にも派遣をしていただいたのですが、何年かで終わってしまったという、そういう経緯もあります。やはり町職員がかかわって、それぞれの団体で活動してもらうということは、その団体においてもかなり大きなプラス要素になるので、産業振興の部分では一番大事なところでないのかなと強く思うわけですので、その辺のところも、今後さらに検討いただきながら進めていってほしいものだと、ひとつお願いをするところであります。

さて、2点目の適正配置の関係です。

これは、教育長に聞いたほうがずっといいのかなと思いますけれども、今回、町長の答弁でいろいろと考えてありました。その経緯、経過含めて、今後の進め方含めて教えていただいたところでもあります。前回の適正配置計画は、これは平成19年度に教育長の執行方針において、将来には小学校2校、中学校1校とすることを提示されていたわけです。この間4年間、この4年前、平成16年の町長執行方針で、今後の学校整備について将来の児童生徒の推移を勘案しながら、その適正配置について教育委員会や関係団体と検討していきたいと、初めてこのときに適正配置についての考え方を示されたわけです。それから、中学校の一元化に至っては平成26年度までかかったと。これ、26年度に町長の行政執行方針で合意を得たということを初めて示されております。早い、遅いは別として、それだけ時間かけて関係者と接して結果が出たという経緯だと思います。そこに至るまでのプロセス、過程が私は大事だと思うのです。

ここで、今回の計画を作成する上で、一つ最初からなのですからけれども、去年、一昨年から町長最初に提案された中で、幼稚園の一園化、小学校の一元化ということで適正配置計画づくりというところで進んでいくわけですからけれども、最初からそういうふうに明記されたところに、私はちょっと違和感を感じるのです。そんなところは、今までの経緯から見たら、そういう進め方はどうなのかなと私は思うのですけれども、どうですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 町長のほうから具体的に提案が出されたのが平成28年。その後、そのときに同時に知床未来中の開校に若干全勢力を注いできたという関係がありました。そのほうは完全に意識をしていたのですけれども、平成29年、今年度ですけれども、管理職プロジェクトでこの一園一元化の内容のまとめを管理職で行ったということなのです。

若干で、この流れが確かにおくれているなというのは私自身思っております。それで、

今年度、平成30年度はこの一園一校化の具体的な協議会設置とか、そういうのを受けて進んでいる形になったと私は押さえております。

○議長（村山修一君）佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） 前回のこの適正配置計画を見ますと、この計画をつくる前の段階というのは、これ18年、19年に、これは案ですから決定したのですけれども、15年から動いているのです。だから5年くらいはしっかりと町民含め、いろんな団体含め、いろんな議論をして話を進めて、15年によくでき上がったのです。それだけ時間かけて、最初からこの時は1校、中学校1校、小学校2校という部分で提示されていたわけがありませんけれども、我がまちの将来の適正配置のあり方はどうなのだとするところからスタートしているのです。それでいうと、今回は1校1校中とするところといきなり1校とするところに、若干その辺を本来どうなのかと、そういうあり方はあるのかなと思うのです。

こういう問題は、方法論ですからそういうあり方もあるかもしれないけれども、ただ、事町民、保護者含めてしっかり理解をいただくということは、そういうことに細かい神経がやっぱり大事になってくるのではないのかなと思うのですけれども、どうですか、その辺は。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 確かに、この手法については若干問題あったのかなと思っていますけれども、中学校の一校化、私は適正配置計画を策定して流れてきたのかなと理解しております。そして、その間、人口減少とかいろんなことが影響したのかと思っています。確かに私のほうも27年度からかかわってきているものですから、ちょっとそのような理解が足りないとは若干は理解しているのですけれども、私としては、町長の思いを理解しながら実行していくということで考えているところですが。

○議長（村山修一君）佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） 私は決して、一園一校でならだめだということを言っているのではないのです。最初からそうであつたらうまくないと。結果的にそうなつたら、そういうふうな声であれば、これは仕方がない話で、ただ方法としてはいろんな方法が考えられる。前、教育長にも述べたことがあるのですけれども、一園一校ではなくても、二園二校でやる姿もあるだろうし、当然それは最終的に子どもたちがどんどんどんどん少なくなつて、カバーできないと、対応できないということになれば別ですが、今の時間帯の中で、本当に一園一校ということを表に出して、議論していかないといけないのかというところにも、ちょっと私は懸念する部分もあるのです。

前回の適正配置計画の基本的な考えの中で、今後の学校適正配置を検討するに当たり、何よりも次世代を担う児童生徒の教育を最優先です。在籍数及び学級数など、総合的に勘案した上、教育効果の向上の観点、特に小規模学校の長所を検討するということから十分考慮しながら判断しながら、さらに学校区、地域住民の理解を得ることが不可欠である

と。当然、どちらかの学校を対象にして選ばなくてはいけないときが来るので、十分そういう時間を配慮しながら、進めていかなければならないという基本的な考え方も示されているのです。その中で、また統合後の配慮のあり方とかも示されております。学校統合は地域として必ずしも望むものではないけれども、むしろ地域の活性化を考えると、存続を叫ばれているところでもありますけれども、したがって、統合は地域の意見を十分配慮しながら、慎重に検討してもらいたい。また、統廃合後は、施設の効果的利用を含めた地域づくりについては、仮称〇〇地域づくり検討委員会等設立して、積極的にその地域の活性化を担うように努めていくという細かいところまでうたっているのです。

私はすごく時間をかけてつくられた配置計画でないのかと、見たところ。これは案ですけれども、この後に製本ができたはずですけども。それだけ時間をかけながらやった大きな意味があって今の現状があるのかと。先ほど言ったように中学校まで、小学校小規模校2校だったですけども、この2校も人数は少なかったのですけれども、ここに、春松羅臼に落ち着くまでにはかなり地域住人の反対の声もあったと思うし、そう議論の中がいいように収まったのはやっぱり長い時間かけながら調整した一つの経過だと思うので、まずその辺が大事なところではないのかと私は思うところでもありますけれども。

そこで、今回、町長が先ほど答弁の中にありましたけれども、もしかしたら一園一校というところに考えたときに、その対象となる学校はどこなのかということをするとき、先ほどの話でありますけれども、やっぱり羅臼地区になるのかなど。羅臼地区ということは、羅臼小学校、羅臼幼稚園でしょう。それ以外の学校が当然あって、その以外の学校も対象として考えることが今の段階では何とも言えないのだろうけれども、案としてはそういうふうな案もあると思うのですけれども、その辺は全くないのですか。聞かせてください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 答弁のとおりです。書いてあるとおりです。一応、議論のスタートとして、この人数でいきますと収まる学校は羅臼小学校、それから羅臼幼稚園がその人数に入っているのです。そこから議論がスタートしないと、どういう空き施設の活用が図られるかというスタートの話にならないので、そこから議論が始まるということで、将来は一園一校化のほうに向かうということで話が進んでいくのかなという考えです。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○9番（佐藤 晶君） 結局、空き施設をどこまで使ってどうするかというところが、それも一つ先にあるのでしょうか。本来、最終的に統廃合があって、一つになって、1・1に、もしかして1・1になったときに、それから空き施設の活用の部分はどうかとみるかという、町民交えて、地域交えて、やっぱり考えることでもあって、どうも空き施設が必要だ、そのために、こうではないかもしれない、一校一園とそこに結論づけていくような雰囲気、どうもなきにしもあらずと勘ぐる部分も、私ちょっと性格悪いから、そんなところもちょっと思う部分があるのです。そうではないといたら、それでいいのですけれど

も、ただやっぱり、こういう問題は地域にしてはかなりシビアな問題なのです。

先ほどから言っている部分は、そういうところをしっかりと考えて進めてもらいたいと思うのです。ましてや今回方向としては2021年をめどにということでもあります。それまで時間をかけてということであるのですけれども、私は、やはりこの一園一校が表に出て議論を進めていくというところに大変違和感があるので、これを抜きにして、これからの羅臼の適正配置計画はどうあるべきかというところに、大きく視点を置いて、それから議論の中で一園一校という、方向としてはそうなったら、これは仕方ないです。それも一つの結果だと。また、違う使い方も、もしかしたら出てくるかもしれない。ましては、我が春松地区の小学校は幼稚園も含めて平地校でしょう。こういう学校はほかにはそんなにないのだろうと思うし、まだまだ新しい学校もあるので、いろんな使い道は今の形の中で使うことも可能なのかもしれないし、そんなところもいろいろと議論しながら、話を進めていってもらいたいということをお願いしたいのです。

最後になりますけれども、この適正配置計画の最後の終わりに述べているところをちょっと、教育委員会が述べているところです。この辺を述べて終わりたいと思います。

当教育委員会は、平成15年から学校適正配置計画について具体的な取り組みを始め、この間、先進地の事例研修・研究・教育関係者による懇談会・地域懇談会・当時峰浜地区、岬町地区の開催、また校長会への諮問等を実施・検討してきたと。この計画案は、これは多くの方々の御意見をできるだけ反映しながら、少子化がもたらす児童生徒への影響を教育上の観点から十分考慮し、そして、羅臼町立小中学校のよりよい教育効果の期待と教育環境の整備をきちんと図ることを年頭に置いて検討し作成したと。さらに多くの皆さん方から意見をいただいて、地域・学校・行政が一体となった学校づくりを推進するための計画になるように努力したいと。

大変すばらしい中身でまとめられているのです。ぜひとも、この思い、この考え方を表に出しながら、これからの進めようとしている学校の適正配置計画について考えていただきたいと強く思うわけです。

最後に一つ、町長、その辺のお考え方をもう一度聞かせていただいて終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、佐藤議員からいただいた提言については、十分私も理解しているというふうに思っております。ただ、この一園一校化については、私の一つの方針として、そうあるべきだという信念のもとに出している部分もございます。ですから、そのことを今後、いろんな形の中で町民交えていろんな意見を頂戴して議論をいただくというようなことになろうかというふうに思います。それが、一つのたたき台になって、結果的にそうすべきではないという結論になる可能性もあると思います。ただ、そこには私自身の思いとして、しっかりそうあるべきなのだ、これは総体的に考えてです。いろんなことがあります。当然ながら子育ての充実、それから学校教育、これをどう両立させていく

のかと、いろんなことを議論をした上で、こういった方向性を出ささせていただいておりますので、今後、議会も含め、また町民との対話も含めて、しっかりした議論をした中で、結論を出していくことになるのだというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○9番（佐藤 晶君） どうぞ、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、佐藤晶君の質問は終わりました。

これで、町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問を終わります。

-
- ◎日程第 2 議案第 7号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算
 - ◎日程第 3 議案第 8号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 4 議案第 9号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
 - ◎日程第 5 議案第10号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - ◎日程第 6 議案第11号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - ◎日程第 7 議案第12号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
 - ◎日程第 8 議案第16号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - ◎日程第10 議案第24号 工事請負契約の締結について
 - ◎日程第11 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
-

○議長（村山修一君） 日程第2 議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第11 議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題とします。

お諮りします。

議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件の議案については、会議規則第38条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2 議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第

11 議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件の提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。

日程第2 議案第7号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第11 議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの10件については、会議規則第38条第1項のただし書き及び委員会条例第5条により、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。議員控室をお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長(村山修一君) それでは、再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(村山修一君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

発表いたします。

予算審査特別委員会委員長に坂本志郎君、副委員長に宮腰實君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

◎散会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、あす10日から14日までの5日間は、会議規則第9条第1項及び議案審議により休会となります。

3月15日は午前10時開議といたします。15日の議事日程は当日配付いたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員